

# 令和2年度「社会教育行政の方針と事業」目次

## I 組織及び施策体系

- 1 社会教育行政関係組織一覧-----
- 2 派遣社会教育主事等名簿-----
- 3 社会教育行政の施策体系図(島根創生計画)-----
- 4 参考(第3期しまね教育ビジョン21)-----

## II 事業概要

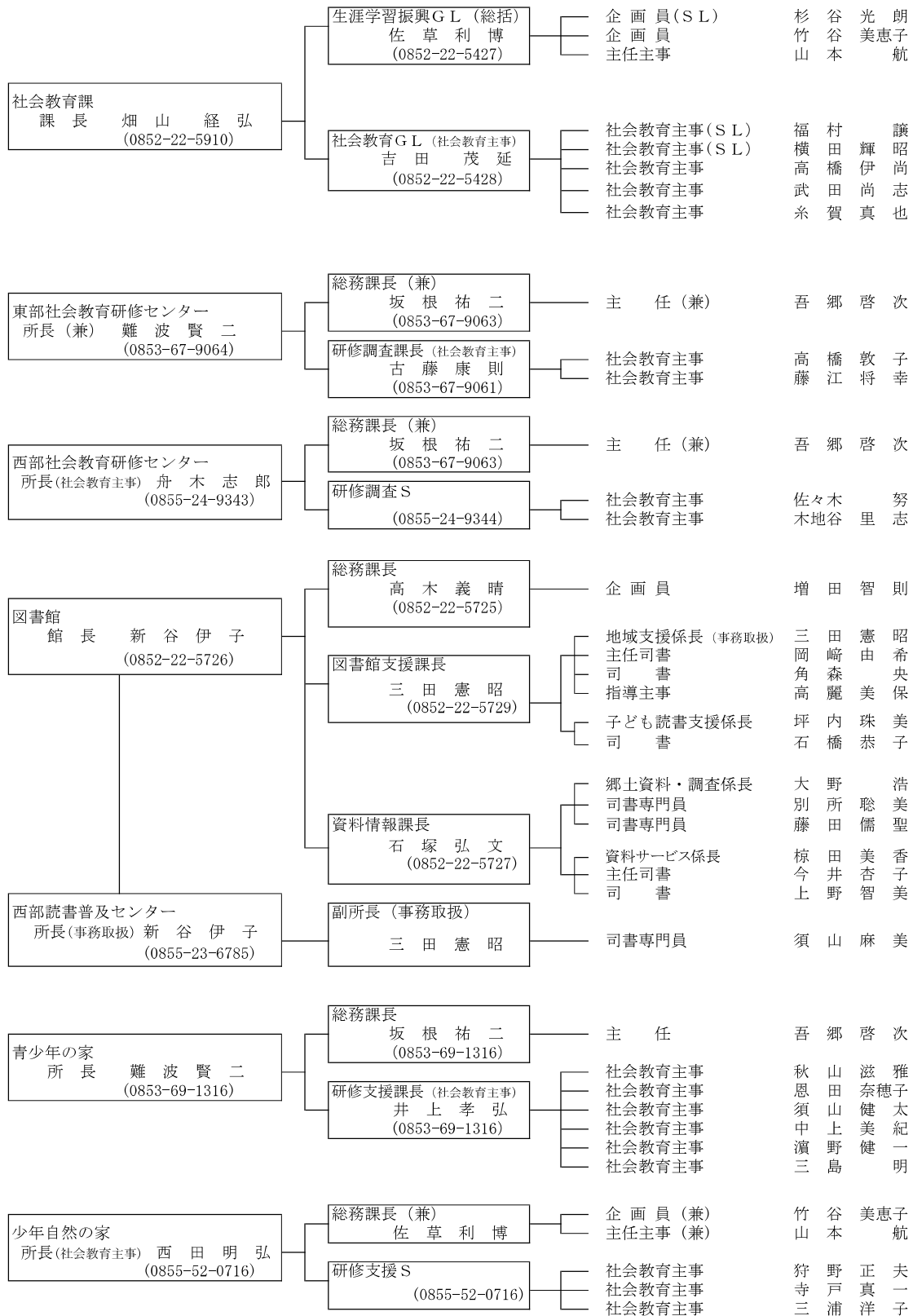
- 1 主要事業の概要-----
  - (1) 学校と地域の協働による人づくり
    - 1) ふるさと教育推進事業-----
    - 2) 結集!しまねの子育て協働プロジェクト事業-----
  - (2) 地域を担う人づくり
    - 1) ふるさと人づくり推進事業-----
      - ①ふるさと活動モデルづくり事業-----
      - ②公民館等を核とした人づくり機能強化事業-----
    - 2) 社会教育士確保・養成事業-----
  - (3) 発達の段階に応じた教育の振興
    - 1) 子ども読書活動推進事業-----
  - (4) 学びに向かう力と人間性を高める教育の振興
    - 1) 家庭教育の支援体制整備事業-----
    - 2) 部活動指導員地域指導者活用支援事業-----
  - (5) 社会教育の推進
    - 1) 社会教育総合推進事業-----
  - (6) 文化芸術の振興
    - 1) 青少年文化活動推進事業-----
- 2 各社会教育施設の事業-----
  - 1) 社会教育研修センター-----
  - 2) 図書館-----
  - 3) 青少年の家-----
  - 4) 少年自然の家-----
- 3 令和2年度当初予算額一覧表-----
- 4 教育魅力化人づくり推進事業-----

## III 資料編-----

I 組織及び施策体系

1 社会教育行政関係組織一覧

R2.4月 現在



【凡例】GL：グループリーダー SL：サブリーダー S：スタッフ

社会教育主事の配置状況 (大学・国立施設への派遣を除く)

社会教育課	本庁各課	教育事務所	東部社会教育研修センター	西部社会教育研修センター	青少年の家	少年自然の家	市町村派遣	計
6	5	5	3	3	7	4	23	56

## 2 派遣社会教育主事等名簿

松江教育事務所 所長 片 寄 泰 史	社会教育スタッフ 企画幹 青 山 巧 (0852-32-5775)	平 賀 謙 一	松江市派遣	0852-55-5324
		渡 部 真 介	松江市派遣	0852-55-5656
		小 西 修 二	安来市派遣	0854-23-3252
出雲教育事務所 所長 大 場 尚 樹	社会教育スタッフ 企画幹 大 森 伸 一 (0853-30-5685)	森 脇 淳 志	出雲市派遣	0853-21-6909
		加 藤 泰 寛	出雲市派遣	0853-21-6909
		青 木 拓 夫	雲南市派遣	0854-40-1073
		藤 原 枝 理 子	雲南市派遣	0854-40-1073
		石 原 弘 治	奥出雲町派遣	0854-52-2672
		若 槻 慎 也	飯南町派遣	0854-76-3944
浜田教育事務所 所長 上 部 証 司	社会教育スタッフ 企画幹 久 佐 日 佐 志 (0855-29-5709)	小 川 豊	浜田市派遣	0855-25-9720
		原 田 千 里	浜田市派遣	0855-25-9720
		岩 谷 和 樹	大田市派遣	0854-83-8125
		石 橋 圭 子	大田市派遣	0854-83-8125
		竹 田 進 吾	川本町派遣	0855-72-0704
		藤 住 亨	美郷町派遣	0855-75-1217
益田教育事務所 所長 岡 本 昌 浩	社会教育スタッフ 企画幹 澤 江 健 (0856-31-9676)	田 原 俊 輔	益田市派遣	0856-31-0622
		大 峠 直 也	益田市派遣	0856-31-0622
		佐々木 将 光	津和野町派遣	0856-72-1854
		中 村 浩 志	吉賀町派遣	0856-77-1285
隠岐教育事務所 所長 吉 田 貴 弘	社会教育スタッフ 企画幹 吉 山 明 利 (08512-2-9776)	山 下 裕 次	海士町派遣	08514-2-1221
		広 江 健 介	西ノ島町派遣	08514-6-0171
		広 兼 行 夫	知夫村派遣	08514-8-2301
		稲 葉 泰 範	隠岐の島町派遣	08512-2-2126

### 各課・社会教育主事

名目良 明 利	教育指導課 地域教育推進室	0852-22-6428
糸 賀 真 也	教育指導課 地域教育推進室 (兼)	0852-22-5428
門 脇 健 一	人権同和教育課 社会人権同和教育担当	0852-22-6008
仲 西 貴 志	人権同和教育課 社会人権同和教育担当	0852-22-6008
山 本 一 穂	保健体育課 生涯スポーツ振興グループ S L	0852-22-5423
奥 原 謙 治	保健体育課 生涯スポーツ振興グループ	0852-22-5423

### 国の機関等

宅 間 邦 晴	国立三瓶青少年交流の家 企画指導専門職員	0854-86-0319
毛 利 寿	国立三瓶青少年交流の家 企画指導専門職員	0854-86-0319

3 社会教育行政の施策体系図（「島根創生計画」をもとに）

## 人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根

若者が増え、次代を担う子どもたちが増えることで活気にあふれ、  
 県民一人ひとりが愛着と誇りを持って幸せに暮らし続けられる島根

基本目標	政策	施策	事業名
IV 島根を創る人をふやす  ～自分たちの生まれ育った地域の価値について子どもの頃から学ぶ活動やUターン・Iターン支援により、島根に愛着と誇りを持ち、将来の島根を支える人をふやします～	IV-1	島根を愛する人づくり	
			IV-1-(1) 学校と地域の協働による人づくり
			教育魅力化人づくり推進事業
			結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業
			IV-1-(3) 地域を担う人づくり
			ふるさと人づくり推進事業
社会教育士確保・養成事業			
VI 心豊かな社会をつくる  ～教育の充実や、スポーツ・文化芸術の振興などを通じて、県民一人ひとりが生き生きと心豊かにくらす社会をつくれます～	VI-1	教育の充実	
			VI-1-(1) 発達の段階に応じた教育の振興
			子ども読書活動推進事業
			VI-1-(2) 学びに向かう力と人間性を高める教育の推進
			家庭教育の支援体制整備事業
			部活動指導員地域指導者活用支援事業
			VI-1-(6) 社会教育の推進
			社会教育研修センター事業
			図書館事業
			青少年の家事業
			少年自然の家事業
社会教育総合推進事業			
VI-2	スポーツ・文化芸術の振興		
		VI-2-(2) 文化芸術の振興	
青少年文化活動推進事業			

#### IV-1 島根を愛する人づくり

##### IV-1-(1) 学校と地域の協働による人づくり

島根の子どもたち一人ひとりに、地域の愛着と誇りを持ち、自らの人生と地域や社会の未来を切り拓くために必要となる「生きる力」を育みます。

##### IV-1-(3) 地域を担う人づくり

人づくりの拠点となる公民館や県内の高等教育機関等と連携し、県内に残り、地域づくりに主体的に参画する人づくりを推進します。

#### VI-1 教育の充実

##### VI-1-(1) 発達の段階に応じた教育の振興

保幼小中高で連携を図りながら、確かな学力を身に付け、豊かな心を育み、自らの未来に向けて挑戦し、社会に貢献する子どもたちを育てます。

##### VI-1-(2) 学びに向かう力と人間性を高める教育の推進

学校・家庭・地域が連携協力し、ふるさどに愛着と誇りを持ち、感性豊かで主体的に学び続ける子どもを育みます。

##### VI-1-(6) 社会教育の推進

県民一人ひとりが自主的・主体的に生涯を通じた学習に取り組み、その成果を社会生活で生かすことができるような社会をつくります。

#### VI-2 スポーツ・文化芸術の振興

##### VI-2-(2) 文化芸術の振興

広く県民が文化・芸術を鑑賞し、参加し、創造しながら、生き生きと心豊かに暮らせる地域をつくります。

4 参考(「第3期しまね教育ビジョン21」全体構成)

教育の魅力化

基本  
理念

ふるさと島根を学びの原点に 未来にはばたく 心豊かな人づくり

こんな人を！  
育成したい人間像

学力を育む

自ら課題や展望を  
見だし、  
粘り強く挑戦し学ぶ人

社会力を育む

人とかかわりや  
つながりを大切に、  
新たな社会を創造する人

人間力を育む

自然や文化を愛し、  
自他を共に大切にする  
優しく強い人

こんな力を！  
育成したい力

学びの支えを築く

基礎的な知識・技能を身  
に付け、生かす力

深め広げ豊かにする

自分の考えや意見を構築  
し、伝える力

人生や社会に生かす

夢や志を形成し、やり遂  
げようとする力

学びの支えを築く

人々との交流から、自分  
の世界を広げる力

深め広げ豊かにする

多様な人と合意形成を図  
り、物事を進めていく力

人生や社会に生かす

相違や対立を乗り越え、  
新たな価値を見いだす力

学びの支えを築く

多様な自然や文化を、  
知ろうとする力

深め広げ豊かにする

見えにくいことにも気づ  
き、考え行動する力

人生や社会に生かす

人々や地域に感謝し、誰  
もが心地よい居場所を作  
ろうとする力

こんな教育を！  
教育環境の充実

学校・家庭・地域が基本理念のもとに  
連携・協働する教育環境

- 学ぶ意欲を高め、確かな学力を育む教育
  - ・基礎学力の育成
  - ・キャリア教育の推進
  - ・幼児教育の推進
  - ・読書活動の推進
  - ・望ましい生活習慣の確立、心身の健康づくりと体力の向上
- 一人一人の個性や主体性・多様性を生かし伸ばす教育
  - ・インクルーシブ教育システムの推進
  - ・道徳教育の推進
  - ・人権教育の推進
  - ・課題を抱える子どもへの支援
  - ・外国人児童生徒等への支援
  - ・学び直しや生涯学習の推進
- 地域や社会・世界に開かれた教育
  - ・地域協働体制の構築
  - ・ふるさと教育や課題解決型学習の推進
  - ・国際理解教育の推進
  - ・主権者教育や消費者教育の充実
- 世代を超えて共に学び、育つ教育
  - ・地域を担う人づくり
  - ・社会教育における学びの充実
  - ・家庭教育支援の推進
  - ・図書館サービスの充実
  - ・体験活動の充実



基盤となる教育環境の整備・充実

- ・教職員の人材育成、学校マネジメントの強化
- ・学びを支える指導体制の充実
- ・地域全体で子どもを育む取組の推進
- ・学校危機管理対策の充実
- ・学校施設の安全確保の推進
- ・文化財の保存・継承と活用
- ・私立学校における教育の振興

教育の魅力化の実績を生かした  
地域との連携による教育の推進

弘云教育“之魂”

## II 事業概要

### 1 主要事業の概要

事業名	ふるさと教育推進事業								
事業概要	県内全ての公立小中学校の全学年・全学級で、地域の教育資源「ひと・もの・こと」を活用し、9年間を通した系統的・発展的な学習活動を行うことで、子どもたちの地域への愛着や地域貢献の意欲を高めるための市町村の取組に対し支援する。また、地域で行う「ふるさと教育」に係る取組に対し支援する。								
事業内容	<div data-bbox="331 450 1390 869" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>1 ふるさと教育の基本方針</b>  島根に残る美しく豊かな自然、各地域に脈々と受け継がれてきた固有の歴史や文化、地域の人材などについての認識を深め、ふるさとへの愛着や誇りをさらに高めていくとともに、地域を支える次世代の育成をすすめていく必要がある。  そこで、地域においては、住民がふるさとの現状や歴史などに改めて向き合うことで、その魅力や普遍的な価値に気づき、理解を深めていく。  学校においては、地域の人々とともに自然体験、社会体験等を通じて、子供たちに地域社会の一員としての自覚を持たせ、社会性を育む。また、地域課題に正対することで、ふるさとへの貢献意欲を育む。  また、ふるさと教育を着実に推進していくため、引き続き学校・地域が相互理解の上に緊密に連携し、それぞれの役割を果たしながら取り組む。</p> <p><b>2 ふるさと教育の定義</b>      地域の教育資源(ひと・もの・こと)を活かした教育活動</p> </div> <p><b>【具体的な事業】</b></p> <p>(1) 全県対象の「ふるさと教育」推進経費の交付</p> <p>①目的  市町村：ふるさと教育を進めるための体制の充実を図る。  学 校：ふるさとへの愛着や誇りの醸成と地域貢献意欲の喚起を図る。</p> <p>②内 容  市町村：ネットワーク会議の開催、教職員や地域人材を対象とした研修会の実施 等  学 校：地域のひと・もの・ことを活かした教育活動を年間 35 時間以上展開。</p> <p>(2) 系統的・発展的ふるさと教育の充実</p> <p>①目的  これまでの「ふるさと教育」の成果を継続しつつ、異校種による学びの縦の連鎖と、学校・家庭・地域による学びの横の連鎖を充実させるため、異校種や学校・家庭・地域をつなげるツールとして「キャリア・パスポート」を活用し、ふるさと教育の成果を高める。</p> <p>②内 容 「キャリア・パスポート」を活用し、ふるさと教育の充実を図る取組を支援。</p> <div data-bbox="331 1413 1390 1608" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p><b>【(1)(2)について以下を算出基礎とし、市町村に交付】</b></p> <table border="0"> <tr> <td>・市町村の取組推進に係る経費</td> <td>60千円</td> </tr> <tr> <td>・中学校区支援体制整備に係る経費</td> <td>中学校区数×25千円</td> </tr> <tr> <td>・学校の取組推進に係る経費</td> <td>小中学校数×70千円</td> </tr> <tr> <td>・系統的・発展的ふるさと教育の推進に係る経費</td> <td>小中学校児童生徒数×0.2千円+50千円</td> </tr> </table> </div> <p>(3) 「学校と地域の連携・協働」に関する研修の実施</p> <p>①目的  ふるさと教育の目的や学校と地域が連携・協働して子どもを育てる意義等について考え、各校での実践の充実を図る。</p> <p>②内 容 教職員を対象に東西2カ所において研修を実施。</p> <p>(4) 企業や団体等による学校支援</p> <p>①目的  企業や団体等との連携により、ふるさと教育やキャリア教育など、学校教育活動の充実を図る。</p> <p>②内 容  学校が企業等と連携したふるさと教育等を実施する際に活用できる、連携可能な企業等一覧を県ホームページ上に掲載。令和2年3月現在、357社・団体が登録。</p>	・市町村の取組推進に係る経費	60千円	・中学校区支援体制整備に係る経費	中学校区数×25千円	・学校の取組推進に係る経費	小中学校数×70千円	・系統的・発展的ふるさと教育の推進に係る経費	小中学校児童生徒数×0.2千円+50千円
・市町村の取組推進に係る経費	60千円								
・中学校区支援体制整備に係る経費	中学校区数×25千円								
・学校の取組推進に係る経費	小中学校数×70千円								
・系統的・発展的ふるさと教育の推進に係る経費	小中学校児童生徒数×0.2千円+50千円								



# ふるさと教育

<子どもを取り巻く課題>

- ・自然体験や社会体験、生活体験の充実
- ・学習意欲、コミュニケーション能力の向上
- ・善悪の判断、規範意識、思いやりの心の育成
- ・家庭や地域の教育力の向上

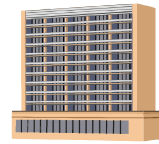
## 学校・家庭・地域の連携協力による「ふるさと教育」推進

### ふるさと教育の定義

地域の教育資源(ひと・もの・こと)を活かした教育活動

【市町村におけるふるさと教育推進体制構築のための支援】

- ◎市町村に交付金を交付
- ◎県の機関・施設の持つ人材、情報、学習機会の提供
- ◎より充実した「ふるさと教育」を進めるための教員研修を実施
- ◎学校と企業等が連携して教育活動を実施するための情報提供



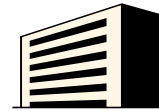
県

### 連携

市町村

【「ふるさと教育」を進めるための体制づくり】

- ◎ネットワーク会議を開催し、ふるさと教育推進計画を策定
- ◎学校や地域の取組に対する指導・助言
- ◎教職員や地域人材を対象とした研修会の実施
- ◎「ふるさと教育」の取組を広く情報発信



学校

【学習の深まりを意識した指導の充実】

- ◎地域のひと・もの・ことを活用した「ふるさと教育」を年間35時間以上展開
- ◎明確なねらいをもった「ふるさと教育」の展開
- ◎就学前から高等学校までの縦のつながりを意識した系統性・発展性のある「ふるさと教育」の展開
- ◎中学校区の「ふるさと教育全体計画」「ふるさと教育一覧表」の作成等による情報共有
- ◎ふるさと教育の充実を図るため、「キャリア・パスポート」を活用。

家庭・地域・企業等

【「ふるさと教育」を発展・補完・深化させるための社会教育事業の展開】

- ◎中学校区における公民館等のネットワーク化
- ◎コーディネート機能の充実と支援者同士のネットワーク強化
- ◎ふるさと教育に係る活動に参画する地域住民等の発掘・育成
- ◎校種の枠を越え、互いに学び合う活動の創出

【企業や団体等による学校支援】

- ◎支援企業・団体等連携した取組の推進



学びの発展性・系統性のイメージ(例)

「教育の魅力化」との連携

ふるさと教育の推進

☆ふるさとの人と触れ合い、思いを感じる。

☆ふるさとの人の思いや生き方を学んで、考えたことを学習に生かす。

出会う

気づく

考える

生かす

☆ふるさとに親しみ、よさを知る。

地域学校協働本部等との連携

☆ふるさとのために自分にできることを考えて行動する。

就学前

小学校

中学校

高等学校

効果

学校

地域

- ・子どもたちのふるさとへの愛着と誇りの醸成
- ・子どもたちの地域に貢献しようとする意欲の喚起

- ・地域住民のふるさとへの理解促進
- ・地域を支える次世代の育成

事業名	結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業
事業概要	市町村が実施する学校支援(基盤的な地域学校協働活動)、放課後支援、外部人材を活用した教育支援、地域未来塾、家庭教育支援に対し支援するとともに、地域全体で子どもを育む体制づくりを推進する。
事業内容	<p>①市町村支援事業 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">実施主体:市町村</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">負担割合:国 1/3 県 1/3 市町村 1/3</span></p> <p>学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を十分自覚するとともに、互いに信頼し合える関係を築きながら、地域全体で子どもを育む市町村の取組を支援する。</p> <p>○学校支援(基盤的な地域学校協働活動)</p> <p>授業等における学習補助や部活動の支援、花壇整備、清掃活動、登下校の見守り等の学校に対する多様な協力活動の他、学びによるまちづくりや地域課題解決型学習、地域人材育成、郷土学習等の活動を通じて地域のつながり・絆を深め、地域づくりにつながる取組を推進する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>学習支援、部活動指導、学校周辺環境整備、登下校安全支援、学びによるまちづくり、地域課題解決型学習、地域人材育成、ふるさと教育 等</p> </div> <p>○外部人材を活用した教育支援</p> <p>地域の多様な人材・企業等の豊かな社会資源を活用して、土曜日等にキャリア教育、英語学習、文化活動、学力向上に資する体験活動等体系的・継続的なプログラムを企画・実施する取組を推進する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>社会人と語るキャリア教育、芸術家による「本物」の文化体験、在外経験者や外国人による英語学習、学習機会の拡充を図る「学力向上ゼミ」 等</p> </div> <p>○放課後支援(放課後子ども教室等)</p> <p>放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用して、地域と学校が連携・協働しながら、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動等の体験・交流活動等の定期的・継続的な取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。</p> <p>○地域未来塾</p> <p>小・中・高校生等を対象に、大学生、元教員、民間教育事業者、NPO 等の地域住民の協力やICT 機器の活用等による地域と学校の連携・協働した学習支援を推進する。</p> <p>○家庭教育支援</p> <p>保護者へ学習機会の提供や相談対応及び情報提供を行うことにより、身近な地域においてすべての保護者が安心して家庭教育を行えるよう支援する。</p> <p>②実践活動推進事業 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">実施主体:県</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">負担割合:国 1/3 県 2/3</span></p> <p>○結集！しまねの子育て協働プロジェクト推進委員会</p> <p>地域学校協働活動や学校運営協議会の総合的な在り方などについて協議を行う。 委員は、各実践者・公民館・PTA・社会教育委員・行政・小中学校長の各代表で構成。年2回開催する。</p> <p>○コーディネーター研修</p> <p>地域全体で子どもを育む体制づくりにかかわる市町村担当者や市町村が配置した地域学校協働活動推進員等の養成・資質向上、情報交換・共有を図るための研修を実施する。 6月に東部・西部会場にて開催する。主な内容は講義、実践発表、演習。講師は大学教員等学識経験者を予定。</p>

# 学校・家庭・地域の力を**結集!**

して 地域の宝である子どもを健やかに育てましょう!!  
子どもも大人も学び合う魅力ある地域をつくりましょう!!

## 1. 島根県では地域全体で教育に取り組む体制づくりを進めてきました

### ●これまでの成果

- ◇子どもの健やかな成長や地域の活性化
  - ・地域のたくさんの人々が子どもの教育に参画し、子どもの学びや体験活動が充実
  - ・活動に参加する人々にとっての生き甲斐やつながりの場の広がり
- ◇地域の実態に応じた仕組みづくりや取組
  - ・学校区ごとの協議会を立ち上げ、子どもの教育にかかわる様々な活動について話し合う
  - ・複数の事業の合同研修会、合同会議の実施



### ●問題点と今後の課題

- ・地域や家庭の受身的なかわり
- ・支援する側と支援される側の関係

学校・家庭・地域の  
連携・協働による人づくり、  
地域づくりの意識の醸成

- ・ボランティアとしてかかわる方々の高齢化
- ・ボランティアの延べ人数は多いものの実人数は少ない

より多くの、  
より幅広い層の  
地域住民の参画

- ・コーディネート機能を特定の個人に依存
- ・依然として個別に行われる各事業

持続可能な仕組みや  
体制づくりの推進

## 2. これからの結集!しまねの子育て協働プロジェクト

これまで進めてきた「地域住民が積極的に子どもの教育に関わる環境づくり」をさらに進め、**各事業が連携する仕組みづくり**や、学校・家庭・地域が**めざす子ども像や地域像(目標やビジョン)**を共有できる**体制づくり**を強化し、地域全体の教育力の向上を図ります。



## 3. 今後の仕組みづくりの提案

point 1 支援→連携・協働

point 2 個別の活動→総合化・ネットワーク化

### 結集! 協働本部の設置

学校区ごと等に「協働本部」を設置し、結集!しまねの子育て協働プロジェクトを推進する体制を整えましょう。

### 目標やビジョンの共有

複数の会議を一つにまとめ、様々な活動がめざす子ども像や地域像の共有のもと展開されるようにしましょう。

### コーディネート機能の充実

地域学校協働活動推進員等の確保や質の向上、統括的なコーディネート機能をはじめとした相互の連携の促進に努めましょう。



## 結集!しまねの子育て協働プロジェクト

幅広い地域住民等の参画により、学校・家庭・地域が、連携・協働しながら、地域総がかりで子どもの成長を支え、地域を創生する活動を実施します。



めざす子ども像・地域像  
(目標やビジョン)の共有

### 結集! 協働本部

幅広い地域住民や団体等の参画により  
緩やかなネットワークを構築します。



地域学校協働活動推進員等が  
様々な活動を有機的につなぎ  
ます。

### 地域学校協働活動推進員\*

(コーディネーター)



企業 各種団体



PTA

青少年  
高齢者

公民館

地域



\*地域学校協働活動推進員とは  
地域とも学校とも良好な関係をつくりながら地域学校協働活動を円滑かつ効果的に実施するために、活動するというコーディネート役を担う。  
平成29年4月より社会教育法に位置づけられた立場となり、教育委員会が委嘱することができる。

# 令和2年度 地域学校協働本部設置予定



概要	
県補助事業活用	14市町村 (6市7町1村)
総本部数 (内、県補助事業活用)	85本部 (53本部)
対象校割合	小学校 91.0% 182校/200校 中学校 93.6% 88校/ 94校 義務教育学校 100% 1校/ 1校

## 地域学校協働本部設置状況

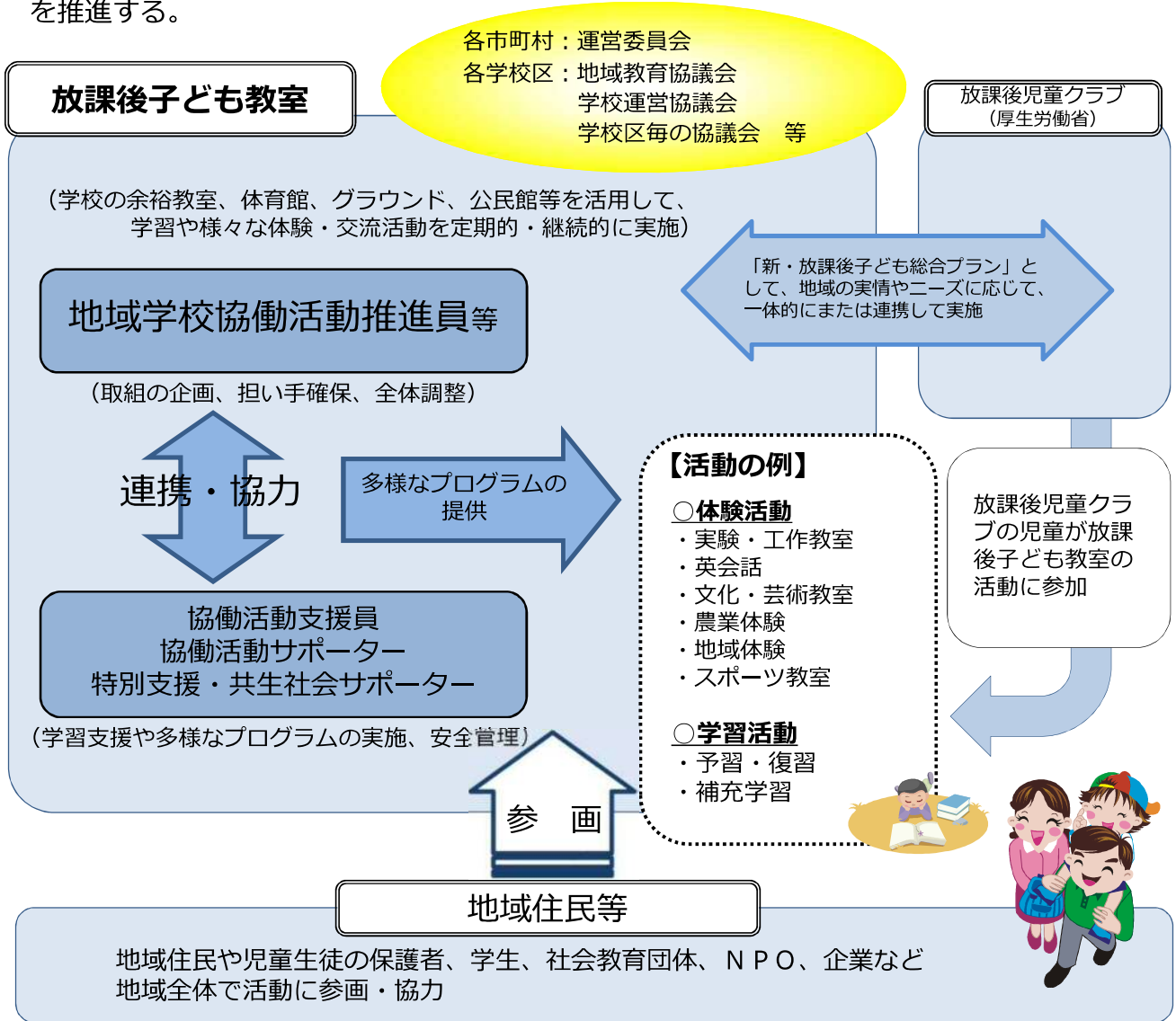
市町村名	県補助事業活用		本部数		対象学校数					
					中学校		小学校		義務教育学校	
	H31(R1)	R2	H31(R1)	R2	H31(R1)	R2	H31(R1)	R2	H31(R1)	R2
松江市	○	○	16	16	16	16	34	34	1	1
安来市	○	○	4	4	4	4	14	14	0	0
出雲市	○	○	14	14	14	14	34	34	0	0
雲南市	○	○	7	7	7	7	15	15	0	0
奥出雲町			0	0	0	0	0	0	0	0
飯南町			0	0	0	0	0	0	0	0
浜田市	○	○	9	9	9	9	16	16	0	0
大田市	○	○	5	5	6	6	16	16	0	0
江津市	○	○	1	1	4	4	7	7	0	0
川本町	○	○	1	1	1	1	1	1	0	0
美郷町	○	○	1	1	2	2	2	2	0	0
邑南町	○	○	2	2	3	3	8	8	0	0
益田市			15	15	10	10	15	15	0	0
津和野町	○	○	2	2	2	2	4	4	0	0
吉賀町	○	○	1	1	3	3	5	5	0	0
海士町	○	○	1	1	1	1	2	2	0	0
西ノ島町	○	○	1	1	1	1	1	1	0	0
知夫村	○	○	1	1	1	1	1	1	0	0
隠岐の島町	○	○	4	4	4	4	7	7	0	0
合計	16	15	85	85	88	88	182	182	1	1
市町村立小中学校・義務教育学校数					94	94	200	200	1	1
対象校の全学校数に占める割合					93.6%	93.6%	91.0%	91.0%	100.0%	100.0%

※平成31(令和元)年度の数値は平成31(令和元)年度事業計画書、令和2年度の数値は令和2年度仮申請書からそれぞれ転記。

※市町村立小中学校・義務教育学校数は「学校基本調査」から転記(分校を含む)。

# 放課後支援

放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用して、地域と学校が連携・協働しながら、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動等の体験・交流活動等の定期的・継続的な取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。



～放課後子ども教室と放課後児童クラブの違い～

※あくまで一例です。各市町村、地域の実情やニーズ、またはそれぞれの放課後子ども教室・放課後児童クラブで異なります。

	放課後子ども教室	放課後児童クラブ
法的根拠	社会教育法第5条第2項	児童福祉法第6条の3第2項
対象児童	地域の子ども全般	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生
実施場所	学校の余裕教室等（校庭、体育館も含む）、公民館、児童館、その他社会教育施設 等	専用施設、小学校の余裕教室、児童館、その他公的施設 等
利用料等	無料（ただし、保険料や教材費は別途自己負担の場合あり）	原則有料（県内では無償化している市町村あり）
スタッフ	地域学校協働活動推進員等、協働活動支援員、協働活動サポーター、特別支援・共生社会サポーター 等	放課後児童支援員2名配置（うち1名は補助員可）
実施日数・時間	年間250日未満、平日4時間以内、休業日8時間以内	年間250日以上、平日3時間以上、休業日8時間以上

# 令和2年度 放課後支援 実施予定



概要	
県補助事業活用	18市町村 (8市9町1村)
開設教室数 (内、県補助事業活用)	193教室 (160教室)
対象小学校区割合 ※義務教育学校を含む	82.6% 166小学校区/201小学校区

## 放課後子ども教室・放課後児童クラブ 市町村別実施状況

市町村名	小学校区数 (分校及び義務教育学校を含む)	放課後子ども教室		(参考) 放課後児童クラブ	
		開設教室数 (放課後子ども教室数)	開設小学校区数	開設クラブ数 (放課後児童クラブ数)	開設小学校区数
松江市	35	33	33	68	32
安来市	17	2	8	14	13
出雲市	35	54	34	46	31
雲南市	15	19	15	11	10
奥出雲町	10	1	1	9	9
飯南町	4	4	4	0	0
浜田市	16	13	13	20	15
大田市	16	14	9	10	7
江津市	7	12	12	7	7
川本町	1	1	1	0	0
美郷町	2	2	2	3	2
邑南町	8	9	8	8	8
益田市	15	11	10	16	11
津和野町	4	3	2	5	4
吉賀町	5	3	3	8	5
海士町	2	3	2	1	1
西ノ島町	1	1	1	1	1
知夫村	1	1	1	0	0
隠岐の島町	7	7	7	8	5
合計	201	193	166	235	161
校区対比			<b>82.6%</b>		<b>80.1%</b>

※「放課後子ども教室」関連数値は令和2年度仮申請書から転記。

※小学校区数には、分校及び義務教育学校1校分も含む。

※「放課後児童クラブ」関連数値は厚生労働省放課後健全育成事業実施状況調査(令和元年5月1日現在)による。

なお、開設クラブ数については、全ての運営形態(公設公営、公設民営、民設民営)を含む。

# 家庭教育支援

保護者へ学習機会の提供や相談対応及び情報提供を行うことにより、身近な地域においてすべての保護者が安心して家庭教育を行えるよう支援する。

各市町村：運営委員会  
各学校区：地域教育協議会  
学校運営協議会 等

## 家庭教育支援の定義

- (1) 保護者と子どもが安心して生活するための学びの場の提供
- (2) 家庭内の人間関係づくり・環境づくりのための取組

## 家庭教育支援の課題への対応

- (1) 「親学プログラム」のより効果的な展開（場を多く・質の向上）
- (2) 「親学プログラム」とは別に実施する、新しい取組

楽しく  
語り合う

悩みの  
共有

気づき

親としての  
成長

不安の  
解消

大人同士が  
つながる



子育てについて語り合う



## 親学ファシリテーター（親学プログラム・親学プログラム2の進行役）

### 親学プログラム

「わが子との関係性」の中で「家庭内における親の学び」を支援することを目的としたプログラム  
【プログラム例】 ・親としての心構え ・親子のコミュニケーション ・しつけとルール

### 親学プログラム2

わが子だけでなく、“よその子・よその親・学校・地域との関係性”も考えるなど、「家庭外や地域社会における親の学び」を支援することを目的としたプログラム  
【プログラム例】 ・親の社会的役割を考える ・いじめや児童虐待防止について考える

【親学プログラム実施場所の例】

保育所

幼稚園

学校

公民館

図書館

職場

子育て支援センター

## 親学プログラム以外の取組（地域の現状把握と目標・目的の明確化）

社会教育全体を通じた家庭教育支援の視点

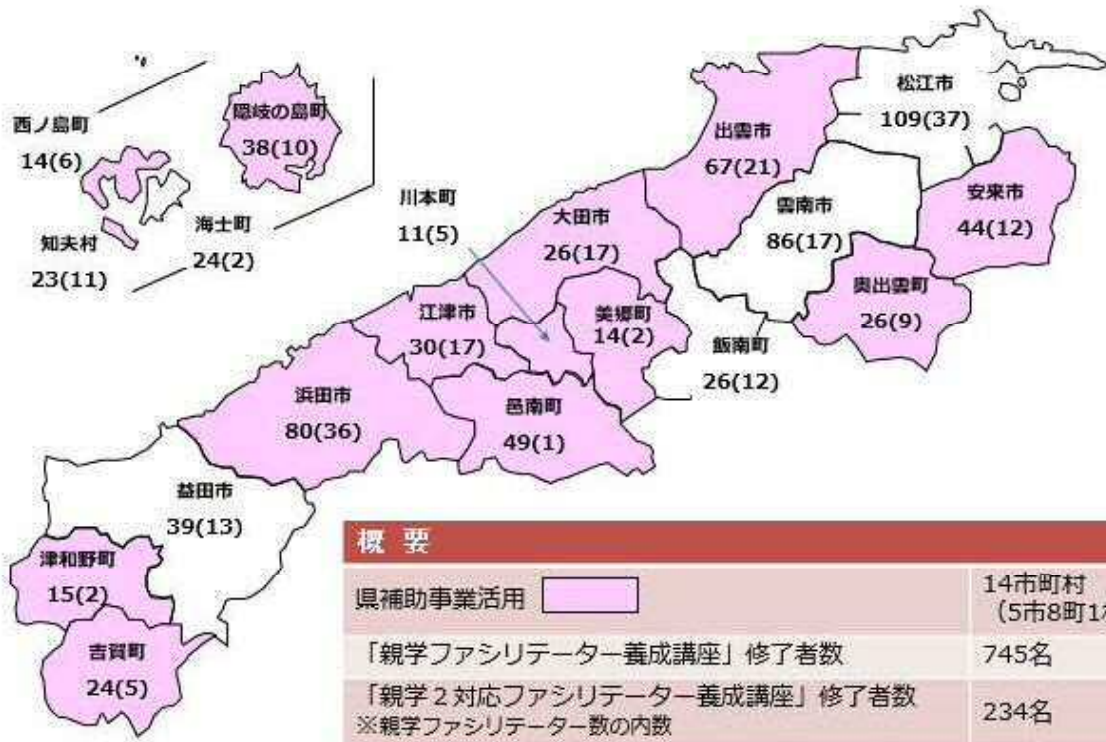
既存事業の改善・工夫

福祉部局等との連携

※その他、家庭教育支援の取組として実施する「家庭教育の支援体制整備事業」はP に記載。

# 「親学ファシリテーター養成講座」修了者数(R2.3現在)

※カッコ内は「親学プログラム2に対応した親学ファシリテーター養成講座」修了者数(内数)



家庭教育支援事業（親学プログラム・親学ファシリテーター活用）の実施状況

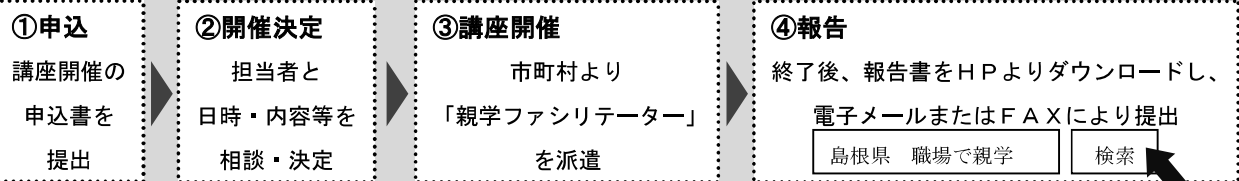
	親学プログラムを活用した研修会数(回)								研修参加者数(延べ)(人)									
	県		市町村						計	県		市町村						計
	H22~25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	H22~25		H26	H27	H28	H29	H30	R1			
計	574	170	235	220	181	184	167	1,731	15,909	4,890	6,266	5,935	4,523	4,797	4,909	47,229		

- H22~24 県による親学ファシリテーター養成及び派遣開始
- H25~ 市町村が実施主体となり、ファシリテーター養成、親学プログラム・親学ファシリテーターを活用した研修を実施
- H26~ 「親学プログラム2」の試行実施、親学プログラム2に対応できるファシリテーターの養成
- H27 「親学プログラム2」実施版完成
- H28~29 親学プログラム2対応親学ファシリテーターブラッシュアップ研修、親学プログラム体験講座の実施
- H30~ 親学プログラム体験講座を市町村支援へ移行

## 【県が実施する事業】

### 「企業等と連携した『職場で親学！！』モデル事業

「親学プログラム」を使った企業等での集まりや研修を実施する際、親学ファシリテーター（進行役）を無料で派遣します。





## 2 主要事業の概要

事業名	ふるさと人づくり推進事業
目的	<p>島根の子どもたち一人一人に、地域に愛着を持ち、自らの人生と地域や社会の未来を切り開くために必要となる「生きる力」を育むと共に、地域を支える担い手となる幅広い世代の地域住民が多様な学習機会をとおして地域課題について理解を深め、つながりながら、地域の課題に主体的に立ち向かっていく地域を担う人づくりを推進する</p>
事業内容	<p><b>1 ふるさと活動モデルづくり事業（R2～3）</b></p> <p>○「ふるさと活動」とは、以下の条件を満たす活動をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもや大学生・若者が主体的に行う活動</li> <li>・生活している地域の資源（ひと・もの・こと）を生かした活動</li> <li>・地域住民とのつながりがある活動</li> <li>・地域に貢献しようとする活動</li> </ul> <p>○目指す活動モデルの姿は以下のものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ふるさと活動が継続的に行われる仕組みがある</li> <li>2 活動が次代に受け継がれ続けている</li> <li>3 学校の学びと地域の学びの好循環がある</li> <li>4 モデルづくりをコーディネートする人材を有し、その役割が明確になっている。</li> <li>5 地域の組織や企業、団体など多様な主体が関わり、活動をサポートする大人たちの体制がある</li> <li>6 子ども、大学生・若者や大人が活動している姿を互いに見る機会があり、世代間であこがれ、刺激をし合う関係性がある</li> <li>7 子どもと大学生・若者、それを支える地域の大人たちが活動を通してつながり人の環流がみられる</li> </ol> <p><b>2 公民館等を核とした人づくり機能強化事業（R2～5）</b></p> <p>○地域住民の「つながりづくり」や「学びの創出」等、公民館等の機能の充実や社会教育関係者の計画的な人材育成などにより、市町村の人づくり機能の強化を図る。</p> <p>○市町村と公民館等が市町村の方針を理解し、市町村と公民館等が同じ認識のもと、人づくりを進める体制や機能が強化されることを目指す。</p> <p><b>3 補助金交付について</b></p> <p>実施主体 市町村          交付額 市町村上限 2,200千円（補助割合： 県1／2、市町村1／2）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ふるさと活動モデルづくり事業（上限500千円×5市町村程度）</li> <li>2 公民館等を核とした人づくり機能強化事業（上限500千円×8市町村程度）</li> <li>3 人材配置に関する支援（上限1,200千円×8市町村程度）</li> </ol> <p>※3の人材配置に関する支援は、1又は2と合わせて実施することとする。          ※実施市町村数については、予算の範囲内で決定する。</p>



# ふるさと活動モデルづくり事業

## 【目的】

- 学校や学年、世代を超えたつながりとネットワークをつくり、高校卒業後も地域とつながり続けることができる仕組みや、地域住民が継続して子どもたちを支援できる体制をもったモデルをつくることで人の環流につなげる。
- 「ふるさと活動」を通して、地域住民が地域への愛着や誇り、貢献意欲の向上を図るとともに、学びと実践の好循環をつくる。

## 「ふるさと活動」

- 主体的に行う活動
- 地域資源（ひと・もの・こと）を生かした活動
- 地域住民とのつながりがある活動
- 地域に貢献しようとする活動

### 「子どものふるさと活動」

- ・子ども達が主体となって行う



### 「大学生・若者のふるさと活動」

- ・発展型、実践例を見せる
- ・地元の活動拠点とする
- ・地域課題解決の場とする

## 保護者・地域人材等によるサポート

- ・地域全体で子どもを育てる意識の醸成
- ・活動を通じた地域資源、価値の再発見
- ・地域の未来への希望

## 持続可能な体制づくり

- ・大人のサポート体制の充実
- ・多様な手法による資金調達の計画（自主財源の創出の工夫）
- ・子どもが高校卒業後も関わり続けられる体制
- ・中長期的な展望をもった計画



## 活動（取組）例

- ①地域貢献・ボランティア活動
- ②研修（研修会、先進地視察等）
- ③自主企画イベント
  - ・学びの発表会の開催
  - ・公民館の文化祭への出店
  - ・地域おこしのアイデア実践
  - ・魅力あるスポットの調査
  - ・地域製品の活用
  - ・広報活動

## モデルイメージ

- ・子ども主体の取組
- ・「ふるさと教育」の実践の場
- ・地域住民が様々な形で関わる
- ・「大学生・若者のふるさと活動」への発展
- ・持続の可能性が見込まれる

## 人材配置

- ・上のモデルイメージ実現に向けた事業推進や関係者等への支援を行う人材を配置をする

## 活動支援の例

- ・活動の開催日や場所、内容等を調整する
- ・子どものアイデアを実現するために諸所（学校・企業・公民館等）と調整する



※県は、市町村の行う人材配置に対する支援措置を行う



活動と学びの循環、人の環流  
モデルイメージ（P18参照）

# 公民館等を核とした人づくり機能強化事業

人づくりの拠点となる公民館や県内の高等教育機関等と連携し、地域づくりに主体的に参画する人づくりを推進します。

〔鳥根性計画〕 第1編 IV 1鳥根を愛する人づくり (3) 地域を担う人づくりより抜粋

鳥根創生計画

目的 地域住民の「つながりづくり」や「学びの創出」等、公民館等の機能の充実や社会教育関係者の計画的な人材育成などにより、市町村の人づくり機能の強化を図る。



公民館等の機能の充実や社会教育関係者の計画的な人材育成などにより、市町村の人づくり機能の強化を図る市町村を支援



市町村の方針

- ・ 公民館等に求める役割
- ・ 公民館等の現状や課題
- ・ 公民館等の今後の取組

## 市町村の方針に基づく公民館等の機能強化

取組例

市町村やブロック単位での  
公民館職員の研修会



取組例

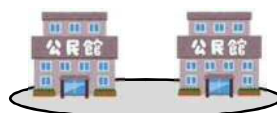
企画提案型公民館モデル事業

公民館等の提案による、モデル事業の実施



取組例

公民館等の広域連携の  
取組促進



取組例

計画に基づいた社会教育人材  
養成

- ・ 社会教育主事講習
- ・ 東西部社会教育研修センターが実施する研修

本事業を効果的に  
進める役割をもつ  
人の位置づけ

効果的な事業実施に向けて

教育事務所社会教育スタッフ企画幹、市町村派遣社会教育主事、社会教育研修センターの社会教育主事等がサポートを行う。

事業名	社会教育士確保・養成事業
事業概要	<p>学校と地域との協働による人づくりや多様な主体の参画による地域を担う人づくりを推進していくため、高等教育機関等と連携し、人づくりや地域づくりについての専門的知識やノウハウをもった社会教育主事等の養成と資質向上を図る。</p>
事業内容	<p>① 島根大学と連携した人材育成事業  島根大学との連携・協働により、ICTを活用したオンデマンドや双方向型の遠隔講義と集合対面型を組み合わせた社会教育士の養成講習を開設し、多様な受講環境を整備する。</p> <p>② 広島大学社会教育主事講習教員派遣事業  公立小中学校教員等に社会教育主事となり得る資格を取得させるため、広島大学で開講される社会教育主事講習へ派遣する。(12名程度)</p> <p>③ 社会教育主事(士)の共学ネットワークの形成  県内の社会教育主事、社会教育担当者等の資質向上を図る研修会やネットワークづくりのための交流会等を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新任派遣社会教育主事等研修会(年1回)</li> <li>・派遣社会教育主事等研修会(年3回)</li> <li>・社会教育主事有資格者・社会教育主事実践交流会(年1回)</li> </ul> <div data-bbox="308 1097 1410 1646" style="text-align: center;"> <p><b>社会教育士確保・養成事業</b></p> <p><b>島根を創る人づくり</b></p> <p>学校と地域の協働による人づくり ← <b>社会教育士</b> → 公民館等との連携による地域を担う人づくり</p> <p>「学びの場づくり」と「つながりづくり」</p> <p><b>学校</b>  <b>教員有資格者</b>  (地域連携・ふるさと教育担当教員等)  ・社会に開かれた教育課程の実現  ・カリキュラムマネジメントの確立等</p> <p><b>学校・地域</b>  <b>県・市町村教委の社会教育主事</b>  派遣社会教育主事  ・市町村社会教育主事の専門性の強化・育成  ・学校を核とした地域づくりの具現化 等</p> <p><b>社会教育施設配置の社会教育主事</b>  ・体験活動の充実、社会教育関係者の資質向上</p> <p><b>魅力化コーディネーター</b>  <b>地域学校協働活動推進員 等</b>  ・学校と地域の多様な主体とのつながりづくり等</p> <p><b>地域</b>  <b>公民館等職員</b>  ・地域課題解決に向かう学習・実践活動支援  ・住民同士のつながり意識や絆の強化 等</p> <p><b>行政・地域運営組織・NPO・企業等の担当者</b>  ・多様な主体の参画による地域課題解決  ・ネットワーク型行政の実質化 等</p> <p>校内における家庭・地域との連携・協働の推進  ・地域の教育資源を活かした教育活動の展開</p> <p>学校と地域の連携・協働強化  ・地域の教育力向上</p> <p>地域を担う人づくりの推進</p> </div>

事業名	社会教育主事派遣制度
事業目的	学校・家庭・地域住民の連携協働関係を各市町村で具体的に構築していくための人的基盤づくりとして、県の社会教育主事を市町村教育委員会へ派遣する。
事業内容	<p><b>【職務】</b>  派遣社会教育主事は、次の事項に重点を置きながら、派遣先市町村教育委員会において、<b>島根県社会教育行政の重点施策の推進</b>並びに各市町村における社会教育行政及び生涯学習振興行政に関する事務に従事するものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆学校・家庭・地域が連携協力した子どもの教育に関わる環境づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの教育に関わる人々のネットワーク化への支援</li> <li>○子どもの教育を支援する地域の組織・体制整備 など</li> </ul> </li> <li>◆島根の地域の特性を生かしたふるさと教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>○中学校区における学校支援体制の整備とネットワーク化</li> <li>○地域の教育資源「ひと・もの・こと」を生かした教育活動のコーディネートと支援 など</li> </ul> </li> <li>◆地域づくりを担う人づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもから大人までがつながり、主体的に地域活動を行う仕組みづくりへの支援</li> <li>○公民館等の機能向上を図るための職員への指導・助言 など</li> </ul> </li> </ul> <div style="border: 1px dashed gray; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業」 「ふるさと教育推進事業」  「ふるさと人づくり推進事業」 「教育魅力化人づくり推進事業」 など</p> </div> </div> <p><b>【派遣の要件】</b>  ○当該市町村教育委員会に社会教育主事が置かれていること</p> <p><b>【経費の負担】</b>  ○市 1/2 町村 1/4</p> <p><b>【派遣期間】</b>  ○原則として4年以内</p> <p><b>【派遣者数と派遣先】(令和2年度)</b>  ◆派遣者数 23名  ◆派遣先市町村数 7市9町1村  ※派遣人数の推移は資料編に記載</p>

事業名	子ども読書活動推進事業
事業概要	子どもと本をつなぐ活動の充実を図り、子どもの読書を支える人を育て、あらゆる子どもに読書を保障する環境を整える。
事業内容	<p>① 子ども読書活動推進会議の開催〔年2回〕 第4次子ども読書活動推進計画の進行管理や具体的取組について協議する。 ・構成:学識経験者、学校教育関係者、社会教育関係者、読書活動実践者等計 13 名</p> <p>② しまね子ども読書フェスティバルの開催 県内3か所において、子ども読書の推進に関する取組を委託事業で実施する。 ・内容:未就学児を中心とした読書普及の推進 ブックトークやストーリーテリング、外部講師による読み聞かせ講座の開催、絵本の展示 など</p> <p>③ 読みメンプロジェクト 「読みメンてちょう」を県内に配布し、男性による絵本の読み聞かせの普及を推進する。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">子どもの読書活動の推進に関する法律(第2条抜粋)</p> <p style="text-align: center;">子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの</p> <p style="text-align: center;">基本目標</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>子どもと本をつなぐ活動の充実を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○就学前からの読書習慣づくり</li> <li>○読む力や情報を活用する力の育成</li> </ul> </div> <div style="text-align: center;"> <p>子どもの読書を支える人を育てる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○図書館への人材配置の推進</li> <li>○専門性を高める人材研修</li> </ul> </div> <div style="text-align: center;"> <p>あらゆる子どもに読書を保障する環境を整える</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○一人一人の読書を支える環境の整備</li> <li>○推進体制の充実</li> <li>○普及啓発活動の推進</li> </ul> </div> </div> <p style="text-align: center;">豊かな心 ←→ 確かな学力</p> <p style="text-align: center;">本に親しみ本から学び、より豊かに生きる力を育てる</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px;">感性・想像力</div> <div style="text-align: center;"> <p>考える読書</p> <p>調べる読書</p> <p>楽しむ読書</p> <p>ふれあう読書</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px;">情報を活用する力</div> </div> <p style="text-align: center;">目指す方向性</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 20%;"> <p><b>就学前</b></p> <p>保護者や保育者と一緒におはなしや絵本と日常的にふれあい、図書館に親しむ</p> <p>発達段階に応じた読書活動の中で、読書の楽しさを味わうとともに、豊かな心と確かな学力を身に付ける</p> </div> <div style="width: 20%;"> <p><b>小中学生</b></p> <p>学校図書館を有効に利用し、読む力や情報を活用する力を身に付ける</p> </div> <div style="width: 20%;"> <p><b>高校生</b></p> <p>読解力を養うとともに、本をはじめとする様々な情報を用いて、自らの課題解決に向け評価・熟考できる力を身に付ける</p> </div> <div style="width: 20%; border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>大人(家庭・地域)</b></p> <p>自ら読書を楽しむとともに、子どもと読書をつなぎ、子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付ける環境を整える</p> </div> </div>

事業名	家庭教育の支援体制整備事業
事業概要	<p>学校・家庭・地域社会が一体となって、「地域の子どもを地域で育てる」機運の一層の醸成を図り、県内各地で子どもを核とした親子・子ども同士・地域の人々とのふれあいや交流機会の充実を図り、島根県における家庭教育の支援体制を構築する。</p>
事業内容	<p>① 島根県幼こども園・小中・高・特別支援PTA連絡協議会の開催〔年3回〕 各PTA連合会の自主性を尊重しつつ、相互の連絡を密にし、本県のPTAの発展を図るとともに、幼児及び児童生徒の健全な発達に寄与する。 各PTA連合会長・事務局長等計9名で構成。</p> <p>② 島根県幼こども園・小中・高・特別支援PTA合同研修会 県内のPTA会員等が一堂に会し、子どもたちの健やかな成長のために自らの使命や役割についての認識を深めるとともに、研修を通して、地域の教育力向上や学校・家庭・地域の連携強化、地域の教育環境の改善等を図る。</p> <p>③ 地域における親子の育ち応援事業 家庭教育支援の取組において、親や子が、他者とのつながりや関わり合いの中で安心して子育てができる環境を醸成するため、親子の育ちを応援する関係団体（県連合婦人会）による活動を強化する。 〔委託内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親の育ちを応援する学習機会の提供や相談対応</li> <li>・親子と地域のつながりをつくる取組</li> <li>・子どもから大人までの生活習慣づくり</li> <li>・人材育成と社会全体の子育て理解の促進 等</li> </ul> <div data-bbox="359 1288 1340 1998" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <h3 style="text-align: center; background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px;">家庭教育の役割</h3> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>➤ 家庭教育（父母その他の保護者が子供に対して行う教育）は、<b>すべての教育の出発点。</b></p> <p>➤ 子供に以下のような資質・能力等を育み、<b>子供の心身の調和のとれた発達を図る上で、重要な役割</b>を担うもの。</p> <div style="border: 1px dashed #ccc; padding: 5px; text-align: center; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本的な生活習慣・生活能力</li> <li>● 人に対する信頼感</li> <li>● 豊かな情操</li> <li>● 他人に対する思いやり</li> <li>● 善悪の判断などの基本的倫理観</li> <li>● 自立心や自制心</li> <li>● 社会的なマナー など</li> </ul> </div> <p style="font-size: small; text-align: center;">※「つながりが創る豊かな家庭教育～親子が元気になる家庭教育支援を目指して～」 (平成24年3月家庭教育支援の推進に関する検討委員会)より</p> </div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◆教育基本法（平成18年法律第120号）（抄） （家庭教育）</p> <p>第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</p> </div> <p style="text-align: right; font-weight: bold;">3</p> <p style="text-align: center;">出典：令和元年度「全国家庭教育支援協議会」文部科学省説明資料</p> </div>




事業名	部活動指導員地域指導者活用支援事業 地域人材を活用した指導力等向上事業(学校企画課)の一部																																																																																
事業概要	公立中学校・県立学校の文化部活動において、教員が担う業務のうち、負担の大きい部活動指導に関して対応可能な会計年度任用職員等を配置することで、教員の負担を減らし、生徒と向き合える環境を整備する。																																																																																
事業内容	<p>①部活動指導員活用支援 部活動の顧問になることができる「部活動指導員」を配置することで、教職員の部活動指導に係る時間を軽減させる。</p> <p>②地域指導者活用支援 専門的な技術指導力を備えた適切な指導を必要とする学校に「地域指導者」を設置し、教職員の負担軽減を図る。</p> <p><b>1. 部活動指導員・地域指導者活用支援のスキーム</b></p> <table border="1" data-bbox="316 734 1399 1220"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="3">部活動指導員</th> <th colspan="3">地域指導者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職務</td> <td colspan="3">○部活動指導(顧問可) 実技指導、知識・技能指導、点検、管理、 会計管理、大会・練習試合等の引率、 保護者への連絡、指導計画の作成、 生徒指導に係る対応、事故対応 等</td> <td colspan="3">○顧問教員が行う指導への協力(顧問不可) 実技指導、知識・技能指導</td> </tr> <tr> <td>任用</td> <td colspan="6">学校設置者</td> </tr> <tr> <td>報酬・謝金</td> <td colspan="3">1,600円/h</td> <td colspan="3">1,000円/h</td> </tr> <tr> <td>対象と負担割合</td> <td>国</td> <td>県</td> <td>市町村</td> <td>国</td> <td>県</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>市町村立中学校</td> <td>1/3</td> <td>1/3</td> <td>1/3</td> <td colspan="2" style="text-align:center;">/</td> <td>2/3</td> </tr> <tr> <td>特支(中等部)</td> <td>1/3</td> <td>2/3</td> <td colspan="2" style="text-align:center;">/</td> <td>10/10</td> <td colspan="1" style="text-align:center;">/</td> </tr> <tr> <td>県立高校(含特支)</td> <td colspan="2" style="text-align:center;">/</td> <td>10/10</td> <td colspan="2" style="text-align:center;">/</td> <td>10/10</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2. 「部活動の在り方に関する方針(平成31年2月策定)」における休養日・活動時間の基準</b></p> <p>成長期にある生徒が、学業、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、中学校・高等学校それぞれの基準を以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="316 1397 1399 1621"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">中学校 ※国と同じ</th> <th colspan="2">高等学校</th> </tr> <tr> <th>学期中</th> <th>長期休業中</th> <th>学期中</th> <th>長期休業中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>休養日</td> <td>週当たり2日以上 (平日1日、土日1日)</td> <td>学期中と同じ</td> <td>週当たり1日以上</td> <td>学期中と同じ</td> </tr> <tr> <td>活動時間</td> <td>平日:長くとも2時間程度 休業日:長くとも3時間程度</td> <td>長くとも 3時間程度</td> <td>平日:長くとも3時間程度 休業日:長くとも4時間程度</td> <td>長くとも 4時間程度</td> </tr> </tbody> </table> <p>○運用上の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休養日の設定に当たっては、「しまね家庭の日」(毎月第3日曜日)の取組を考慮</li> <li>・休養日に大会等が開催された場合、大会終了後の早い時期に休養日を設定</li> <li>・学業の終業時間が違うこともあるため、曜日によって活動時間を変更する等適切に設定</li> <li>・季節(日没時刻)によって活動時間を変更する等適切に設定</li> <li>・マリンスポーツやウィンタースポーツのように活動時期に特徴がある場合、季節によって活動時間(活動終了時刻)を変更する等、適切に設定</li> <li>・体育館やグラウンドの使用ローテーションや、天候により活動場所や時間に制約がある場合、活動時間を変更する等、適切に設定</li> </ul>						項目	部活動指導員			地域指導者			職務	○部活動指導(顧問可) 実技指導、知識・技能指導、点検、管理、 会計管理、大会・練習試合等の引率、 保護者への連絡、指導計画の作成、 生徒指導に係る対応、事故対応 等			○顧問教員が行う指導への協力(顧問不可) 実技指導、知識・技能指導			任用	学校設置者						報酬・謝金	1,600円/h			1,000円/h			対象と負担割合	国	県	市町村	国	県	市町村	市町村立中学校	1/3	1/3	1/3	/		2/3	特支(中等部)	1/3	2/3	/		10/10	/	県立高校(含特支)	/		10/10	/		10/10		中学校 ※国と同じ		高等学校		学期中	長期休業中	学期中	長期休業中	休養日	週当たり2日以上 (平日1日、土日1日)	学期中と同じ	週当たり1日以上	学期中と同じ	活動時間	平日:長くとも2時間程度 休業日:長くとも3時間程度	長くとも 3時間程度	平日:長くとも3時間程度 休業日:長くとも4時間程度	長くとも 4時間程度
項目	部活動指導員			地域指導者																																																																													
職務	○部活動指導(顧問可) 実技指導、知識・技能指導、点検、管理、 会計管理、大会・練習試合等の引率、 保護者への連絡、指導計画の作成、 生徒指導に係る対応、事故対応 等			○顧問教員が行う指導への協力(顧問不可) 実技指導、知識・技能指導																																																																													
任用	学校設置者																																																																																
報酬・謝金	1,600円/h			1,000円/h																																																																													
対象と負担割合	国	県	市町村	国	県	市町村																																																																											
市町村立中学校	1/3	1/3	1/3	/		2/3																																																																											
特支(中等部)	1/3	2/3	/		10/10	/																																																																											
県立高校(含特支)	/		10/10	/		10/10																																																																											
	中学校 ※国と同じ		高等学校																																																																														
	学期中	長期休業中	学期中	長期休業中																																																																													
休養日	週当たり2日以上 (平日1日、土日1日)	学期中と同じ	週当たり1日以上	学期中と同じ																																																																													
活動時間	平日:長くとも2時間程度 休業日:長くとも3時間程度	長くとも 3時間程度	平日:長くとも3時間程度 休業日:長くとも4時間程度	長くとも 4時間程度																																																																													

事業名	社会教育総合推進事業
事業概要	<p>社会教育に関する専門的知見や実戦経験を有する有識者の意見を社会教育行政に反映させるため、社会教育委員の会議を開催する。</p> <p>現在活動している県内の少年団体から、活動が他の団体の範となる、優れた団体を表彰し、少年団体活動の振興を図る。</p>
事業内容	<p>①島根県社会教育委員の会  社会教育法及び県条例に基づき委嘱した社会教育委員の会議を開催。  ※社会教育委員は、社会教育に関し、教育委員会に助言し、又は意見を述べるができる</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">島根県社会教育委員に関する条例（平成26年3月18日 島根県条例第27号）  （設置）</p> <p>第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条第1項の規定に基づき、島根県社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。  （委嘱の基準）</p> <p>第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から島根県教育委員会が委嘱する。  （定数）</p> <p>第3条 委員の定数は、20人以内とする。 ※現在の委員数は12人  （任期）</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とする。  ※現委員任期:平成30年6月24日～令和2年(2020年)6月23日</p> <p>2 島根県教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でもこれを解属することができる。</p> </div> <p>②島根県社会教育委員連絡協議会  市町村の社会教育委員相互の連携をはかり、社会教育の振興に寄与するため、連絡協議会理事会を開催。  理事構成:市町村社会教育委員(生涯学習委員含む)計12名</p> <p>③優良少年団体表彰  幅広い地域住民等の参画により、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動のうち、その内容が他の模範と認められるものに対し、その功績をたたえ表彰する。  68年間続いている歴史ある表彰である。</p> <p>〔表彰基準〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域指導者による支援をもとに活動している、少年団体であること。</li> <li>・活動歴が5年間以上であること。また、過去5年以内に本表彰を受けたものでないこと。</li> <li>・地域環境の浄化活動、美化活動、福祉活動、読書活動などのボランティア活動、伝統文化の継承、または新しい地域文化の創造に寄与する活動に積極的に取り組み、明るく住みよい地域づくりに貢献していること。(ただし、スポーツ少年団体による活動は除く。)</li> <li>・年間活動日数が概ね15日以上であり、年間をとおして定期的、継続的に活動していること。(ただし、学校の教育課程として行われる教育活動は除く。)</li> </ul>

事業名	青少年文化活動推進事業
事業概要	<p>児童生徒の文化・芸術活動に対する顕彰制度や、島根県高等学校文化連盟と連携した高校文化部活動への各種支援により、青少年文化活動の推進を図る。</p> <p>また、文化庁や文化団体と連携して、児童生徒に多様かつ優れた文化芸術に親しむ機会を提供する。</p>
事業内容	<p>①青少年文化活動の向上・推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○島根県児童生徒学芸顕彰 <ul style="list-style-type: none"> <li>文化・芸術分野における全国大会において入賞した児童、生徒及び功績顕著な指導者を教育長が顕彰する。</li> </ul> </li> </ul> <p>②青少年文化活動の普及・振興</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○島根県高等学校部門別文化祭の共催 <ul style="list-style-type: none"> <li>島根県高等学校文化連盟(県高文連)の各専門部が、部門別に実施する活動成果発表会等の基幹事業を支援する。(県高文連への負担金交付)</li> </ul> </li> <li>○全国高等学校総合文化祭への参加促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>全国高等学校総合文化祭へ参加する生徒の参加経費(旅費等)を一部補助する。(県高文連への補助金交付)</li> </ul> </li> <li>○高等学校文化活動に関する窓口機能強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>文化活動に関する連絡調整窓口である県高文連の事務局体制の充実(非常勤嘱託職員の雇用)を支援する。(県高文連への負担金交付)</li> </ul> </li> </ul> <p>③文化芸術に親しむ機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○文化芸術による子供の育成総合事業[巡回公演事業](文化庁事業) <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校・中学校等において一流の文化芸術団体による巡回公演を行い、優れた文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供する。</li> </ul> </li> <li>○伝統文化親子教室事業(文化庁事業) <ul style="list-style-type: none"> <li>伝統文化及び生活文化に関する活動を体験・習得する機会を提供する。</li> </ul> </li> <li>○島根県児童青少年演劇地方巡回公演 <ul style="list-style-type: none"> <li>公益社団法人日本児童青少年演劇協会と連携し、良質な児童演劇(公演:劇団風の子)を提供する。</li> </ul> </li> <li>○島根県青少年劇場小公演 <ul style="list-style-type: none"> <li>公益財団法人日本青少年文化センターと連携し、良質な芸術公演を提供する。</li> </ul> </li> </ul> <p>④島根県高等学校文化連盟専門部合同研修会の開催支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>島根県高等学校文化連盟が各専門部単位で実施するスキルアップのための合同研修会に対し経費を助成する。</li> </ul>

### 3 各社会教育施設の事業

事業名	社会教育研修センター
施設設置目的	<p>①市町村担当者・公民館職員・NPO関係者など地域における社会教育・生涯学習の指導者養成のための研修を実施。</p> <p>②社会教育・生涯学習に関する学習相談や講師等各種情報を提供。</p> <p>③学校と家庭・地域の連携推進。</p> <p>これらを通じて、県民の生涯学習の振興に資することを目的として設置。</p> <p>「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に規定された教育機関であり、「島根県立生涯学習推進施設条例」に基づいて設置され、「生涯学習の振興のための施策の推進体制の整備に関する法律」で規定された事業を実施。</p>
事業内容	<p>①人材養成研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者別研修（兼）市町村社会教育担当者研修 <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育委員研修</li> <li>・公民館等職員研修</li> <li>・コーディネーター研修</li> <li>・ファシリテーター養成講座</li> </ul> </li> <li>○全体研修 <ul style="list-style-type: none"> <li>・しまねの社会教育基礎講座</li> <li>・地域魅力化プログラム体験講座</li> </ul> </li> <li>○社会教育主事講習[B]</li> </ul> <p>②社会教育にかかわる調査・研究</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「しまね学習支援プログラム」の普及</li> <li>・「親学プログラム」「地域魅力化プログラム」に関する調査</li> <li>・公民館等実態調査</li> <li>・市町村の社会教育にかかわる研修状況調査</li> </ul> <p>③社会教育の情報提供・学習相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報紙「しまねの社会教育だより」の発行</li> <li>・ホームページの活用</li> <li>・学習相談に応じ、学習情報を提供（東部・西部）</li> <li>・視聴覚センターでの教材貸出・閲覧（東部）</li> <li>・放送大学浜田コーナーの運営（西部）</li> </ul> <p>④市町村支援</p> <p>市町村等で企画・実施する社会教育指導者を対象とした研修等がより充実するよう研修を支援</p>

施設名	県立図書館
施設設置目的	<p>図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを重要な使命としており、国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>島根県立図書館は、県行政の一翼を担う社会教育機関として、県民一人ひとりが個性を發揮し社会の一員として自立する「人づくり」と、心豊かに暮らせる活力ある「地域づくり」に資する「知の拠点」を基本理念とし、だれでも、どこでも受けることができる図書館サービスの実現を目指す。</p> <p>※設置根拠:社会教育法、図書館法、島根県立図書館条例</p>
事業内容	<p>県民の高度化・多様化する学習ニーズに応え、県・市町村を通じた総合的な図書館サービスを充実するため、市町村立図書館、学校図書館に対する支援を強化する。</p> <p>子ども読書活動の推進や関係機関のネットワーク化、郷土資料をはじめとする図書資料整備とレファレンスの強化を図る。</p> <p>① 図書館活動推進事業 『暮らしに役立つ図書館』・『人を育てる図書館(一部)』『地域を支える図書館(一部)』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報発信及び情報の拠点の環境整備 資料の充実やデジタル化の推進、Webを活用した情報発信など</li> <li>・課題解決のためのレファレンス支援 レファレンス事例の蓄積と活用、情報ガイドの作成など</li> <li>・ビジネス支援サービスの提供 産業支援機関と連携した相談会の開催など</li> <li>・専門機関等との連携 法テラス等との連携による講座の開催など</li> <li>・県民ニーズに応じた学習機会の提供 多様なテーマでの講演会の開催や図書館活用講座の実施など</li> <li>・多様な利用者に対応したサービスの提供 出前(出張)展示の開催、バリアフリー図書や外国語資料の充実など</li> <li>・県立図書館の環境整備 専門的・学術的資料の収集、職員体制の整備と資質向上など</li> </ul> <p>② 図書館業務市町村支援事業 『地域を支える図書館(一部)』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村図書館等への支援 市町村図書館職員への研修の実施、レファレンス支援、資料搬送システムの運用など</li> <li>・県内図書館ネットワークの充実 県図書館協会や県公共図書館協議会との連携、館種を超えた研修会の実施など</li> </ul> <p>③ 子ども読書推進事業 『人を育てる図書館(一部)』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの読書普及活動の啓発 保護者等への啓発講話、読書ボランティア研修の実施など</li> <li>・学校図書館への支援 学校司書等を対象とした研修の実施、指導主事(司書教諭)の講師派遣など</li> <li>・子どもの読書を推進するための資料や環境の整備 資料の収集、ジュニア・コーナーの充実など</li> </ul> <p>④ 郷土資料整備収集事業 『郷土の歴史・文化を伝える図書館』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郷土資料の収集・保存</li> <li>・郷土資料の提供・活用</li> <li>・郷土レファレンスの充実</li> </ul> <div style="text-align: right;">  <p>島根県立図書館イメージキャラクター ぶつくまくとしおりちゃん (キャラクター作成: 島根県飯岡町在住絵本作家のけやままきさん)</p> </div>

事業名	青少年の家												
施設設置目的	<p>青少年を中心に、体験機会としての「自然体験」や「生活体験」、「集団宿泊体験」などの場を提供することによって、健全な育成を図るとともに、あわせて県民の教養及び文化の向上に資することを目的として設置された施設。</p> <p>小中高校の学習指導要領でも、特別活動の中で、集団宿泊の行事として、自然や文化等に親しみ集団生活の在り方などについて望ましい体験を積むことが求められており、その受け皿となる教育機関(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)として、また、「社会教育法」に規定された社会教育に関する施設として、「島根県立青少年社会教育施設条例」に基づいて設置。</p>												
事業内容	<p>①研修支援事業 湖面活動(カッター、サバニ等)、野外活動、レクリエーション活動、創作活動等の様々な体験や研修ができるよう、施設やプログラムを提供し、支援を行う。</p> <p>②主催事業 施設開放、自然体験活動、生活体験活動、家族での交流活動などの機会を提供する。</p> <table border="1" data-bbox="328 725 1485 2056"> <thead> <tr> <th data-bbox="328 725 911 775">事業名及び実施時期等</th> <th data-bbox="911 725 1485 775">事業のねらい</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="328 775 911 943">           施設開放事業            ①春のオープナー(4月)            ②湖面カーニバル(6月)            ③サン・レイク フェスティバル(10月)            [対象]一般         </td> <td data-bbox="911 775 1485 943">           ○施設を広く県民に開放し、青少年の体験活動の場、来場者の交流の場を提供し、「青少年の家」の施設の理解と活用の促進に資する。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 943 911 1379">           青少年教育事業            ①にんにんチャレンジ            〈保育所等の宿泊体験活動モデル事業〉            (11・12月)1泊2日を2回            [対象]年長児            ②キッズチャレンジ            〈公民館等の宿泊体験活動モデル事業〉            (7～11月)1泊2日を4回            [対象]小1～3年・小4～6年を各2回            ③サマーチャレンジ            〈次代のリーダー育成事業〉            (8月)6泊7日            [対象]小6～高1年         </td> <td data-bbox="911 943 1485 1379">           ①基本的な生活習慣の形成と仲間と最後までやり通す力及び集団への適応能力向上のきっかけとする。            ②集団での生活体験や施設周辺での自然体験などを通して、協調性や自主性を学ぶきっかけとする。また、何事にも挑戦する気持ちを育む。            ③体験活動への興味・関心を高め、活動するために必要な知識やスキルを習得する。また、多くの人と体験を積み重ねることにより、「社会を生き抜く力」として必要となる基礎的な能力を養う。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 1379 911 1615">           家庭教育支援事業            ①にこにこファミリー            (2月)1泊2日            [対象]小学生を含む家族            ②わくわく体験講座等            (11月～3月)日帰り等を13回程度            [対象]小学生又は未就学児を含む家族         </td> <td data-bbox="911 1379 1485 1615">           ○親子で触れ合ったり参加家族同士で交流したりする体験活動や講座、施設開放を提供する中で、家庭の教育力向上に資するとともに、体験活動への理解・普及に努める。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 1615 911 1917">           体験活動支援者養成事業            ①体験活動支援者養成講座            (5～6月)1泊2日            [対象]高校生・大学生等            ②なかまづくりゲーム体験会            (8・12月)日帰りを2回            [対象]教職員・研修担当者(官民)・青少年教育関係者・学生等         </td> <td data-bbox="911 1615 1485 1917">           ①地域活動やボランティア活動に必要な理論や技術を体験的に学べる機会を提供し、活動する上で必要なスキルの向上を図り、併せて社会貢献への意欲を高める。            ②なかまづくりゲームがチームビルディングの構築やリーダーシップの向上に有効であることについて実感してもらい、自分の所属等でなかまづくりゲームを活用した人材育成を行う意欲を高める。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 1917 911 2056">           地域支援事業            地域の体験活動支援事業            (通年)公民館等との調整により実施            [対象]公民館等職員         </td> <td data-bbox="911 1917 1485 2056">           ○公民館等が学校や地域住民などの協力を得て行う宿泊や日帰りの体験活動を支援し、地域づくりを担う人づくり推進の一助とする。         </td> </tr> </tbody> </table>	事業名及び実施時期等	事業のねらい	施設開放事業 ①春のオープナー(4月) ②湖面カーニバル(6月) ③サン・レイク フェスティバル(10月) [対象]一般	○施設を広く県民に開放し、青少年の体験活動の場、来場者の交流の場を提供し、「青少年の家」の施設の理解と活用の促進に資する。	青少年教育事業 ①にんにんチャレンジ 〈保育所等の宿泊体験活動モデル事業〉 (11・12月)1泊2日を2回 [対象]年長児 ②キッズチャレンジ 〈公民館等の宿泊体験活動モデル事業〉 (7～11月)1泊2日を4回 [対象]小1～3年・小4～6年を各2回 ③サマーチャレンジ 〈次代のリーダー育成事業〉 (8月)6泊7日 [対象]小6～高1年	①基本的な生活習慣の形成と仲間と最後までやり通す力及び集団への適応能力向上のきっかけとする。 ②集団での生活体験や施設周辺での自然体験などを通して、協調性や自主性を学ぶきっかけとする。また、何事にも挑戦する気持ちを育む。 ③体験活動への興味・関心を高め、活動するために必要な知識やスキルを習得する。また、多くの人と体験を積み重ねることにより、「社会を生き抜く力」として必要となる基礎的な能力を養う。	家庭教育支援事業 ①にこにこファミリー (2月)1泊2日 [対象]小学生を含む家族 ②わくわく体験講座等 (11月～3月)日帰り等を13回程度 [対象]小学生又は未就学児を含む家族	○親子で触れ合ったり参加家族同士で交流したりする体験活動や講座、施設開放を提供する中で、家庭の教育力向上に資するとともに、体験活動への理解・普及に努める。	体験活動支援者養成事業 ①体験活動支援者養成講座 (5～6月)1泊2日 [対象]高校生・大学生等 ②なかまづくりゲーム体験会 (8・12月)日帰りを2回 [対象]教職員・研修担当者(官民)・青少年教育関係者・学生等	①地域活動やボランティア活動に必要な理論や技術を体験的に学べる機会を提供し、活動する上で必要なスキルの向上を図り、併せて社会貢献への意欲を高める。 ②なかまづくりゲームがチームビルディングの構築やリーダーシップの向上に有効であることについて実感してもらい、自分の所属等でなかまづくりゲームを活用した人材育成を行う意欲を高める。	地域支援事業 地域の体験活動支援事業 (通年)公民館等との調整により実施 [対象]公民館等職員	○公民館等が学校や地域住民などの協力を得て行う宿泊や日帰りの体験活動を支援し、地域づくりを担う人づくり推進の一助とする。
事業名及び実施時期等	事業のねらい												
施設開放事業 ①春のオープナー(4月) ②湖面カーニバル(6月) ③サン・レイク フェスティバル(10月) [対象]一般	○施設を広く県民に開放し、青少年の体験活動の場、来場者の交流の場を提供し、「青少年の家」の施設の理解と活用の促進に資する。												
青少年教育事業 ①にんにんチャレンジ 〈保育所等の宿泊体験活動モデル事業〉 (11・12月)1泊2日を2回 [対象]年長児 ②キッズチャレンジ 〈公民館等の宿泊体験活動モデル事業〉 (7～11月)1泊2日を4回 [対象]小1～3年・小4～6年を各2回 ③サマーチャレンジ 〈次代のリーダー育成事業〉 (8月)6泊7日 [対象]小6～高1年	①基本的な生活習慣の形成と仲間と最後までやり通す力及び集団への適応能力向上のきっかけとする。 ②集団での生活体験や施設周辺での自然体験などを通して、協調性や自主性を学ぶきっかけとする。また、何事にも挑戦する気持ちを育む。 ③体験活動への興味・関心を高め、活動するために必要な知識やスキルを習得する。また、多くの人と体験を積み重ねることにより、「社会を生き抜く力」として必要となる基礎的な能力を養う。												
家庭教育支援事業 ①にこにこファミリー (2月)1泊2日 [対象]小学生を含む家族 ②わくわく体験講座等 (11月～3月)日帰り等を13回程度 [対象]小学生又は未就学児を含む家族	○親子で触れ合ったり参加家族同士で交流したりする体験活動や講座、施設開放を提供する中で、家庭の教育力向上に資するとともに、体験活動への理解・普及に努める。												
体験活動支援者養成事業 ①体験活動支援者養成講座 (5～6月)1泊2日 [対象]高校生・大学生等 ②なかまづくりゲーム体験会 (8・12月)日帰りを2回 [対象]教職員・研修担当者(官民)・青少年教育関係者・学生等	①地域活動やボランティア活動に必要な理論や技術を体験的に学べる機会を提供し、活動する上で必要なスキルの向上を図り、併せて社会貢献への意欲を高める。 ②なかまづくりゲームがチームビルディングの構築やリーダーシップの向上に有効であることについて実感してもらい、自分の所属等でなかまづくりゲームを活用した人材育成を行う意欲を高める。												
地域支援事業 地域の体験活動支援事業 (通年)公民館等との調整により実施 [対象]公民館等職員	○公民館等が学校や地域住民などの協力を得て行う宿泊や日帰りの体験活動を支援し、地域づくりを担う人づくり推進の一助とする。												

事業名	少年自然の家																								
施設設置目的	<p>小学生を中心とする青少年に、学習及び交流の機会として「自然体験」や「共同生活」、「宿泊研修」の場を提供することによって、心身の健全な育成を図るとともに、あわせて県民の教養及び文化の向上に資することを目的として設置された施設。</p> <p>小・中・高等学校の学習指導要領でも、特別活動の中で、集団宿泊の行事として、自然や文化等に親しみ集団生活の在り方などについて望ましい体験を積むことが求められており、その受け皿となる教育機関(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)として、また、「社会教育法」に規定された社会教育に関する施設として、「島根県立青少年社会教育施設条例」に基づいて設置。</p>																								
事業内容	<p>①研修支援事業 冒険の森(フィールドアスレチック)活動、創作活動等の自主的な研修の支援体制を充実するとともに、参加者が様々な体験ができるよう施設やプログラムを提供する。 学校等の宿泊研修のほか、子ども会、部活動、職場研修、高齢者サロン等多様な団体・個人の研修利用が可能。</p> <p>②主催事業 青少年の健全育成と県民の教養文化の向上に資するため、親子交流体験活動や自然体験活動などの機会を提供する。</p> <table border="1" data-bbox="316 857 1493 1975"> <thead> <tr> <th data-bbox="316 857 695 898">事業名及び実施時期等</th> <th data-bbox="695 857 1493 898">事業のねらい</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="316 898 695 994">利用団体指導者研修会 (前期:4月・後期:7月) [対象]入所予定団体担当者</td> <td data-bbox="695 898 1493 994">利用予定団体の指導者が集団宿泊研修の教育的意義、内容、方法等について理解し、各団体が調整しながら、体験活動を効果的に展開するためのプログラム案を作成する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="316 994 695 1090">チャレンジ・ザ・サマー (7月)1泊2日 [対象]小学生とその保護者</td> <td data-bbox="695 994 1493 1090">自然の家の既存活動プログラムの魅力を引き出し発展させた活動を提供して、親子や家族間同士の“絆”を深める。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="316 1090 695 1184">ミニキャンプin自然の家 (8月)1泊2日・2回 [対象]小学生とその保護者</td> <td data-bbox="695 1090 1493 1184">ケビン棟宿泊や野外炊飯活動により、キャンプの基礎を学び、さらに活動プログラムを体験することにより、家族間の交流を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="316 1184 695 1281">ジュニア・サマー・キャンプ (8月)5泊6日 [対象]小学5・6年生</td> <td data-bbox="695 1184 1493 1281">日常の生活では味わえない経験を通して、新たな発見や気づきをもとにした自分づくりのきっかけとし、心身ともにたくましく生きる力の育成につなげる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="316 1281 695 1377">オープンデー(5月) [対象]一般 (高校生以下は保護者同伴)</td> <td data-bbox="695 1281 1493 1377">広く県民に施設開放をして、自然体験や親子の交流活動の機会を提供するとともに施設のプログラムを周知して、施設の利用促進を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="316 1377 695 1473">子ども探検隊in自然の家 (10月)1泊2日 [対象]小学3・4年生</td> <td data-bbox="695 1377 1493 1473">様々な自然体験活動を通して、五感を刺激し、豊かな感性を養う。与えられた課題や役割をやり遂げ、仲間と共に活動することの喜びを味わう。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="316 1473 695 1570">森と海のつどい (アクアスとの連携事業) (11月)1泊2日 [対象]小学生とその保護者</td> <td data-bbox="695 1473 1493 1570">集団生活体験や自然体験を通して、人間関係を形成する力、自己有用感や自尊心など豊かな心の育成を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="316 1570 695 1666">ジュニア・ウインター・キャンプ (1月)2泊3日 [対象]小学4～6年生</td> <td data-bbox="695 1570 1493 1666">異年齢集団での自然体験活動を通して、人や自然とのかかわりを重視し、心身ともにたくましく生きる力を育成する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="316 1666 695 1789">ボランティアスタッフ養成講座 (2月)1泊2日 [対象]小学5・6年生、 中・高校生、大学生</td> <td data-bbox="695 1666 1493 1789">少年自然の家事業の活動支援スタッフとしてのスキルを宿泊研修により養成する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="316 1789 695 1886">かわいい子には旅をさせよう! (11・12月)1泊2日・2回 [対象]年長児と小学1年生</td> <td data-bbox="695 1789 1493 1886">自然体験を通して、自然に親しむ心を育む。宿泊体験活動を通して、基本的な生活習慣や集団生活の適応力を身につける。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="316 1886 695 1975">わくわくちびっこでー(毎月1回) [対象]一般 (高校生以下は保護者同伴)</td> <td data-bbox="695 1886 1493 1975">どんぐりの谷や冒険の森、体育館等を開放し、自然体験や体力向上の機会を提供するとともに、広く施設の利用促進を図る。</td> </tr> </tbody> </table>	事業名及び実施時期等	事業のねらい	利用団体指導者研修会 (前期:4月・後期:7月) [対象]入所予定団体担当者	利用予定団体の指導者が集団宿泊研修の教育的意義、内容、方法等について理解し、各団体が調整しながら、体験活動を効果的に展開するためのプログラム案を作成する。	チャレンジ・ザ・サマー (7月)1泊2日 [対象]小学生とその保護者	自然の家の既存活動プログラムの魅力を引き出し発展させた活動を提供して、親子や家族間同士の“絆”を深める。	ミニキャンプin自然の家 (8月)1泊2日・2回 [対象]小学生とその保護者	ケビン棟宿泊や野外炊飯活動により、キャンプの基礎を学び、さらに活動プログラムを体験することにより、家族間の交流を図る。	ジュニア・サマー・キャンプ (8月)5泊6日 [対象]小学5・6年生	日常の生活では味わえない経験を通して、新たな発見や気づきをもとにした自分づくりのきっかけとし、心身ともにたくましく生きる力の育成につなげる。	オープンデー(5月) [対象]一般 (高校生以下は保護者同伴)	広く県民に施設開放をして、自然体験や親子の交流活動の機会を提供するとともに施設のプログラムを周知して、施設の利用促進を図る。	子ども探検隊in自然の家 (10月)1泊2日 [対象]小学3・4年生	様々な自然体験活動を通して、五感を刺激し、豊かな感性を養う。与えられた課題や役割をやり遂げ、仲間と共に活動することの喜びを味わう。	森と海のつどい (アクアスとの連携事業) (11月)1泊2日 [対象]小学生とその保護者	集団生活体験や自然体験を通して、人間関係を形成する力、自己有用感や自尊心など豊かな心の育成を図る。	ジュニア・ウインター・キャンプ (1月)2泊3日 [対象]小学4～6年生	異年齢集団での自然体験活動を通して、人や自然とのかかわりを重視し、心身ともにたくましく生きる力を育成する。	ボランティアスタッフ養成講座 (2月)1泊2日 [対象]小学5・6年生、 中・高校生、大学生	少年自然の家事業の活動支援スタッフとしてのスキルを宿泊研修により養成する。	かわいい子には旅をさせよう! (11・12月)1泊2日・2回 [対象]年長児と小学1年生	自然体験を通して、自然に親しむ心を育む。宿泊体験活動を通して、基本的な生活習慣や集団生活の適応力を身につける。	わくわくちびっこでー(毎月1回) [対象]一般 (高校生以下は保護者同伴)	どんぐりの谷や冒険の森、体育館等を開放し、自然体験や体力向上の機会を提供するとともに、広く施設の利用促進を図る。
事業名及び実施時期等	事業のねらい																								
利用団体指導者研修会 (前期:4月・後期:7月) [対象]入所予定団体担当者	利用予定団体の指導者が集団宿泊研修の教育的意義、内容、方法等について理解し、各団体が調整しながら、体験活動を効果的に展開するためのプログラム案を作成する。																								
チャレンジ・ザ・サマー (7月)1泊2日 [対象]小学生とその保護者	自然の家の既存活動プログラムの魅力を引き出し発展させた活動を提供して、親子や家族間同士の“絆”を深める。																								
ミニキャンプin自然の家 (8月)1泊2日・2回 [対象]小学生とその保護者	ケビン棟宿泊や野外炊飯活動により、キャンプの基礎を学び、さらに活動プログラムを体験することにより、家族間の交流を図る。																								
ジュニア・サマー・キャンプ (8月)5泊6日 [対象]小学5・6年生	日常の生活では味わえない経験を通して、新たな発見や気づきをもとにした自分づくりのきっかけとし、心身ともにたくましく生きる力の育成につなげる。																								
オープンデー(5月) [対象]一般 (高校生以下は保護者同伴)	広く県民に施設開放をして、自然体験や親子の交流活動の機会を提供するとともに施設のプログラムを周知して、施設の利用促進を図る。																								
子ども探検隊in自然の家 (10月)1泊2日 [対象]小学3・4年生	様々な自然体験活動を通して、五感を刺激し、豊かな感性を養う。与えられた課題や役割をやり遂げ、仲間と共に活動することの喜びを味わう。																								
森と海のつどい (アクアスとの連携事業) (11月)1泊2日 [対象]小学生とその保護者	集団生活体験や自然体験を通して、人間関係を形成する力、自己有用感や自尊心など豊かな心の育成を図る。																								
ジュニア・ウインター・キャンプ (1月)2泊3日 [対象]小学4～6年生	異年齢集団での自然体験活動を通して、人や自然とのかかわりを重視し、心身ともにたくましく生きる力を育成する。																								
ボランティアスタッフ養成講座 (2月)1泊2日 [対象]小学5・6年生、 中・高校生、大学生	少年自然の家事業の活動支援スタッフとしてのスキルを宿泊研修により養成する。																								
かわいい子には旅をさせよう! (11・12月)1泊2日・2回 [対象]年長児と小学1年生	自然体験を通して、自然に親しむ心を育む。宿泊体験活動を通して、基本的な生活習慣や集団生活の適応力を身につける。																								
わくわくちびっこでー(毎月1回) [対象]一般 (高校生以下は保護者同伴)	どんぐりの谷や冒険の森、体育館等を開放し、自然体験や体力向上の機会を提供するとともに、広く施設の利用促進を図る。																								

3 令和2年度 当初予算額一覧表

(単位:千円)

事業名	R1	R2	増減	備考
1 学校と地域の協働による人づくり	106,759	72,736	▲ 34,023	
(1) ふるさと教育推進事業	24,995	[ 35,957 ]	[ 10,962 ]	教育魅力化人づくり推進事業[教育指導課]へ再編
(2) 結集!しまねの子育て協働プロジェクト事業	81,764	72,736	▲ 9,028	
2 地域を担う人づくり	20,598	23,669	3,071	
(1) ふるさと人づくり推進事業	0	17,739	17,739	
(公民館を核とした持続可能な地域づくり推進事業)	16,500	0	▲ 16,500	ふるさと人づくり推進事業へ再編
(2) 社会教育士確保・養成事業	4,098	5,930	1,832	
3 発達の段階に応じた教育の振興	3,948	4,033	85	
(1) 子ども読書活動推進事業	3,948	4,033	85	
4 学びに向かう力と人間性を高める教育の推進	14,683	5,400	▲ 9,283	
(1) 家庭教育の支援体制整備事業	1,000	5,400	4,400	
(2) 部活動指導員地域指導者活用支援事業	13,683	[ 17,357 ]	[ 3,674 ]	地域人材を活用した指導力等向上事業[学校企画課]へ再編
5 社会教育の推進	292,602	310,964	18,362	
(1) 社会教育研修センター事業	11,859	13,030	1,171	
(2) 図書館事業	111,545	123,403	11,858	
(3) 青少年の家事業	98,391	102,946	4,555	
(4) 少年自然の家事業	69,949	70,915	966	
(5) 社会教育総合推進事業	858	670	▲ 188	
6 文化芸術の振興	8,871	8,818	▲ 53	
(1) 青少年文化活動推進事業	8,871	8,818	▲ 53	
行政事務費	11,930	11,008	▲ 922	
合計	459,391	436,628	▲ 22,763	他課計上分を含む増減 30,551



4 教育魅力化人づくり推進事業（教育指導課で要求）

（単位：千円）

	R 2 ②	備 考
コンソーシアム運営支援事業	30,400	高校魅力化コンソーシアムの運営に係る費用を交付
コンソーシアム運営費	2,400	@600千円×1/2
コンソーシアム運営マネージャー配置費	28,000	7,000千円×1/2
学校・地域創造活動費	117,460	高校魅力化コンソーシアム等へ活動費を交付
教育活動推進費	105,860	学校と地域が協働して取組む独自の活動等 ・全日制@1,500千円、 ・分校・定時制・通信制 @1,000千円 ・高校魅力化コンソーシアム等が構築 された場合2,000千円を増額
しまね留学	6,600	県外生徒募集等 @300千円
大学企業連携先駆モデル	5,000	県内企業や大学と連携して取組む先駆的、発展的な活動 （所要額を支援）
多世代対話型交流学習事業	16,000	市町村等へ交付 多様な世代で交流、対話する取組みを支援し、高校魅力 化コンソーシアム構築に向けた機運を高める
コンソーシアム先導モデル創出事業	39,967	【委託】サポート人員配置、研修会実施、外部資金獲得
地域との協働による高等学校教育改革推進事業	30,000	国 10/10事業 コンソーシアムにおいて探究的な学びを実現する高校を指定 し、質の高いカリキュラムの開発・実践やその体制整備に関す る研究を推進する
ふるさと教育推進事業	35,957	
ふるさと教育推進事業	24,665	市町村交付金、 教職員対象研修開催費
系統的・発展的ふるさと教育充実費	11,292	市町村交付金 ふるさと教育に「キャリア・パスポート」を活用
教育魅力化推進事業	94,478	
課題解決型学習推進事業	23,771	共創フェスタ（PBL研修）、スタートアップ合宿、探究学 習推進事業、能力開発研修事業
卒業生ネットワーク構築	8,020	卒業生ネットワークの構築、 卒業生に対する意識調査
しまねで学ぶ人・働くひとの交流事業	2,260	しまね大交流会、 いわみ魅力と未来発見セミナー
魅力化評価システム	7,000	「地域の学習環境」や「生徒の成長」に関するアンケート ト調査を実施
「キャリア・パスポート」普及・定着事業	3,580	「キャリア・パスポート」定着・普及のための経費
県外生徒募集	18,693	しまね留学合同説明会経費、高校めぐりバスツアー経 費、私塾広報委託料等
魅力化コーディネーター共学共創	7,042	コーディネーターの育成にかかる研修費、 ネットワーク構築等
地域単年留学	10,000	国 10/10事業 単年度のしまね留学を研究
事務局経費	14,112	職員旅費、 教育魅力化特命官等的人件費等
総計	364,262	

### Ⅲ 資料編(目次)

1 関係法令(抜粋)	
(1) 教育基本法	-----
(2) 社会教育法	-----
(3) 子どもの読書活動の推進に関する法律	-----
2 社会教育主事派遣制度関係資料	
(1) 社会教育主事派遣要綱	-----
(2) 社会教育主事派遣人数の推移	-----
3 県立社会教育施設関係資料	
(1) 社会教育研修センター	-----
(2) 県立図書館	-----
(3) 県立青少年の家	-----
(4) 県立少年自然の家	-----
4 附属機関等一覧	-----
5 条例一覧	-----
6 計画等一覧	-----
7 社会教育関係表彰一覧	-----
8 県内公共図書館一覧	-----
9 県内公民館等一覧	-----
10 県内市町村の社会教育行政・生涯学習振興行政所管部署一覧	-----
11 島根県教育庁社会教育課所掌事務	-----

## 1 関係法令（抜粋）

### （１）教育基本法（平成18年12月22日 法律第120号）

（生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（家庭教育）

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（社会教育）

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

## (2) 社会教育法（昭和24年6月10日 法律第207号）

### 第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

（社会教育の定義）

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

（国及び地方公共団体の任務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

（市町村の教育委員会の事務）

第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- 一 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 二 社会教育委員の委嘱に関すること。
- 三 公民館の設置及び管理に関すること。
- 四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。
- 五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- 六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。
- 八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。
- 九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十二 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
- 十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。

十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。

十八 情報の交換及び調査研究に関すること。

十九 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務

- 2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において、「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

（都道府県の教育委員会の事務）

第六条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務（同項第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。

一 公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行うこと。

二 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関すること。

三 社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつせんに関すること。

四 市町村の教育委員会との連絡に関すること。

五 その他法令によりその職務権限に属する事項

- 2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

（図書館及び博物館）

第九条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

- 2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

## 第二章 社会教育主事等

（社会教育主事及び社会教育主事補の設置）

第九条の二 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

- 2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事補を置くことができる。

（社会教育主事及び社会教育主事補の職務）

第九条の三 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

- 2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。
- 3 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

（社会教育主事の資格）

第九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

- 一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
- イ 社会教育主事補の職にあつた期間

- ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間
- ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）
- 二 教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
- 三 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの
- 四 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

（社会教育主事の講習）

第九条の五 社会教育主事の講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

- 2 受講資格その他社会教育主事の講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（社会教育主事及び社会教育主事補の研修）

第九条の六 社会教育主事及び社会教育主事補の研修は、任命権者が行うもののほか、文部科学大臣及び都道府県が行う。

（地域学校協働活動推進員）

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

- 2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

### 第三章 社会教育関係団体

（社会教育関係団体の定義）

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

（文部科学大臣及び教育委員会との関係）

第十一条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、専門的技術的指導又は助言を与えることができる。

- 2 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行う。

### 第四章 社会教育委員

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

- 2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
  - 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べるができる。
  - 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

## 第五章 公民館

(目的)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

- 2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。
- 3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(公民館の事業)

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第二十三条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
  - 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

(公民館の職員)

第二十七条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

- 2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。
- 3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第二十八条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会が任命する。

(公民館の職員の研修)

第二十八条の二 第九条の六の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

## 第六章 学校施設の利用

(学校施設の利用)

第四十四条 学校(国立学校又は公立学校をいう。以下この章において同じ。)の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。

2 前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては設置者である国立大学法人の学長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、大学及び幼保連携型認定こども園にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人の理事長、大学及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会又は公立大学法人の理事長をいう。

(社会教育の講座)

第四十八条 文部科学大臣は国立学校に対し、地方公共団体の長は当該地方公共団体が設置する大学若しくは幼保連携型認定こども園又は当該地方公共団体が設立する公立大学法人が設置する公立学校に対し、地方公共団体に設置されている教育委員会は当該地方公共団体が設置する大学及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校に対し、その教育組織及び学校の施設の状況に応じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を求めることができる。

2 文化講座は、成人の一般的教養に関し、専門講座は、成人の専門的学術知識に関し、夏期講座は、夏期休暇中、成人の一般的教養又は専門的学術知識に関し、それぞれ大学、高等専門学校又は高等学校において開設する。

3 社会学級講座は、成人の一般的教養に関し、小学校、中学校又は義務教育学校において開設する。

4 第一項の規定する講座を担当する講師の報酬その他必要な経費は、予算の範囲内において、国又は地方公共団体が負担する。



### (3) 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日 法律第154号）

#### （目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

#### （基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

#### （地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

#### （関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

#### （都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

#### （子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

## 2 社会教育主事派遣制度関係資料

### (1) 社会教育主事派遣要綱

#### (趣旨)

**第1条** この要綱は、市町村における社会教育行政及び生涯学習振興行政の推進を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第48条第2項第8号に基づき、島根県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が市町村教育委員会に対して行う社会教育主事（社会教育主事補を含む。以下同じ。）の派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (名称)

**第2条** 前条の県教育委員会が市町村教育委員会に派遣する社会教育主事（以下「派遣社会教育主事」という。）の市町村教育委員会における職名は、社会教育主事とする。

2 前項の規定にかかわらず、県教育委員会及び市町村教育委員会は、派遣社会教育主事という名称を通称として用いることができる。

#### (職務)

**第3条** 派遣社会教育主事は、緊急な課題である次の事項に重点を置きながら、派遣先市町村教育委員会において社会教育行政及び生涯学習振興行政に関する事務に従事するものとする。

- (1) 学校・家庭・地域が連携協力した子どもの教育に関わる環境づくりの推進
- (2) 島根の地域の特性を生かしたふるさと教育の推進
- (3) 地域づくりを担う人づくりの推進

#### (派遣)

**第4条** 派遣社会教育主事の派遣を求める市町村教育委員会は、派遣申請書（様式第1号）を県教育委員会に提出しなければならない。

2 県教育委員会は、前項の派遣申請に基づき、必要と認めるときは、当該市町村教育委員会に派遣社会教育主事を派遣するものとする。

#### (派遣の要件)

**第5条** 県教育委員会が前条の規定により派遣社会教育主事を派遣する市町村教育委員会は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 当該市町村教育委員会に、自らの任用に係る社会教育主事が置かれていること。
- (2) 県教育委員会が市町村教育委員会に派遣する派遣社会教育主事が一の市町村教育委員会に2人以上である場合にあつては、当該市町村教育委員会に自らの任用に係る社会教育主事が2人以上で別に定める数以上に置かれていること。

2 前項第1号の規定にかかわらず、派遣社会教育主事の派遣期間中に当該市町村教育委員会の自らの任用に係る社会教育主事を置くことが確実であるときは、派遣することができるものとする。

#### (任命)

**第6条** 派遣社会教育主事は、県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が選考し、県教育委員会が任命する。

#### (身分)

**第7条** 派遣社会教育主事は、県教育委員会事務局職員の身分と派遣先市町村教育委員会事務局職員の身分とを併せ有するものとする。

2 県教育委員会及び派遣先市町村教育委員会は、派遣社会教育主事に対し、それぞれが社会教育主事の発令を行うものとする。

(派遣の期間)

第8条 一の市町村教育委員会に派遣される派遣社会教育主事の派遣期間は、その者が当該市町村教育委員会に派遣された時から4年以内とする。ただし、県教育委員会が必要と認めた場合には、派遣先市町村教育委員会との協議により、派遣期間を延長することができる。

(服務)

第9条 派遣社会教育主事の服務については、派遣先市町村教育委員会の規定に基づき、当該市町村教育委員会が監督するものとする。

(勤務条件)

第10条 派遣社会教育主事の勤務条件について、県教育委員会の規定と派遣先市町村教育委員会の規定との間に相違がある場合には、その都度協議して定めるものとする。

(分限及び懲戒)

第11条 派遣社会教育主事の方限及び懲戒については、県教育委員会の規定に基づき、県教育委員会が行う。

(給与等)

第12条 派遣社会教育主事の給与(特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿直手当、管理職手当及び管理職員特別勤務手当を除く。)及び退職手当は、県教育委員会の規定に基づき、県が支給する。

2 派遣社会教育主事の旅費及び社会教育活動に必要な経費は、派遣先市町村教育委員会の規定に基づき、当該市町村が支給する。

(経費の負担)

第13条 この要綱に基づき派遣社会教育主事の派遣を受けた市町村教育委員会は、その派遣に要する経費の一部を負担し、県に納入するものとする。

2 前項の規定による負担金(以下「負担金」という。)の額は、地方交付税法(昭和25年法律第211号)第2条に規定する単位費用に適用する単位費用積算基礎の前年度分都道府県分歳出の「派遣社会教育主事」の給与費の積算を基礎とし、前条第1項による給与等の1人分の単価に、第4項に定める率を乗じて得た金額とする。なお、1円未満の端数は切り捨てる。

3 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第28条の4第1項の規定により採用された教職員(「再任用派遣社会教育主事」)を派遣社会教育主事とする場合、その負担金の額は、県教育委員会の規定に基づき支給される給与費の積算を基礎とし、前条第1項による給与等の1人分の単価に、次項に定める率を乗じて得た金額とする。なお、1円未満の端数は切り捨てる。

4 前2項の率は、市にあつては2分の1、町村にあつては4分の1とする。

5 負担金は、毎年度9月及び3月に県教育長が発行する納入通知書により納入するものとする。

6 派遣社会教育主事が私傷病による休暇等により、1暦月の全勤務日の全日を勤務しなかった場合の負担金については、当該負担金の額を12で除して得た金額に、該当月数を乗じて得た金額を控除した額とする。

(協定)

第14条 県教育委員会は、派遣社会教育主事を市町村教育委員会に派遣するに当たって、

当該市町村教育委員会と協議して協定を締結するものとする。

**(教育事務所長の対応)**

**第15条** 教育事務所長は、派遣社会教育主事の円滑な派遣に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 派遣社会教育主事の活動計画について、市町村教育委員会と密接な連携を図り、相互の計画に食い違いが生じないようにすること。
- (2) 派遣社会教育主事の情報交換・連絡の日を月1回以上設けること。

**(派遣先市町村教育委員会教育長の対応)**

**第16条** 派遣先市町村教育委員会の教育長（以下「市町村教育長」という。）は、派遣社会教育主事と協議の上、社会教育行政及び生涯学習振興行政を円滑に推進するため、地域における連携を図る連絡会議等を組織し、家庭、学校、地域の連携に係る推進体制の整備を図るものとする。

**2** 市町村教育長は、派遣社会教育主事の職務の円滑な遂行に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 市町村教育委員会の自らの任用に係る社会教育主事と派遣社会教育主事とが、互いにその専門性を生かし、相互の協力体制に基づいた活動が行われること。
- (2) 研修機会の提供等を適切に行うこと。
- (3) 第9条に定める派遣社会教育主事のサービスの監督に当たっては、執務が継続できない程度の支障が生じたときは、速やかに教育事務所長に通知すること。

**(市町村教育長の報告等)**

**第17条** 市町村教育長は、事務の遂行に当たって、次に掲げる報告書等を提出するものとする。

- (1) 派遣社会教育主事と協議の上、社会教育・生涯学習振興活動年間計画書（様式第2号）を作成し、教育事務所長を経由して県教育長に提出すること。
- (2) 社会教育・生涯学習振興活動月別実績報告書（様式第3号）を、月1回、翌月15日までに、半期別報告書（様式第4号）を10月末日までに、教育事務所長を経由して、県教育長に提出すること。
- (3) 社会教育・生涯学習振興活動年間実績報告書（様式第5号）を、翌年度4月末日までに、教育事務所長を経由して、県教育長に提出すること。
- (4) その他必要に応じた関係書類

**(その他)**

**第18条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、県教育長と市町村教育長が協議して定めるものとする。

**附 則**

- 1** この要綱は、平成20年9月18日から施行し、平成21年度以降の派遣に関し適用する。
- 2** 従前の地域教育コーディネーター派遣事業実施要綱は、平成20年度までの派遣に関し効力を有するものとし、平成21年度から廃止する。
- 3** この要綱は、平成25年3月1日から施行し、平成25年度以降の派遣に関し適用する。
- 4** この要綱は、平成26年3月18日から施行し、平成26年度以降の派遣に関し適用する。
- 5** この要綱は、平成28年2月8日から施行し、平成28年度以降の派遣に関し適用する。

**【別表】**

- 1 社会教育主事派遣要綱 第5条第1項(2)に係る派遣社会教育主事の人数と市町村教育委員会の自らの任用に係る社会教育主事の人数については、下表のとおりとする。
  
- 2 上記1の表中、派遣社会教育主事の人数より市町村教育委員会の自らの任用に係る社会教育主事の人数が少ない場合は、事前にその理由と人数を県教育委員会に協議するものとする。

市町村に派遣する社会教育主事の人数	市町村の任用に係る社会教育主事の人数 (最低配置人数)
1名	1名
2名	2名
3名	2名
4名	3名
5名	3名
6名	4名



### 3 県立社会教育施設関係資料

#### (1) 社会教育研修センター

##### ○東部社会教育研修センター

施設所在地	〒691-0074 出雲市小境町1991-2 県立青少年の家「サン・レイク」 2階 (事務室, 視聴覚センター)	
連絡先等	TEL	0853-67-9060
	FAX	0853-69-1380
	E-mail	tobu_shakaikyoiku@pref.shimane.lg.jp
	ホームページ	<a href="https://www.pref.shimane.lg.jp/tobu_shakaikyoiku/">https://www.pref.shimane.lg.jp/tobu_shakaikyoiku/</a>
設置年度	平成7年度(平成22年度 移転、名称変更)	
施設の設置根拠 (東部・西部)	社会教育法 島根県立生涯学習推進施設条例(平成7年3月10日 島根県条例第9号)	
運営形態	平成19年度から: 県直営(研修業務等)と指定管理(施設管理業務)の併用	

##### ○西部社会教育研修センター

施設所在地	〒697-0016 浜田市野原町1826-1 県立西部総合福祉センター「いわみーる」 3階 (事務室, 研修室, 学習相談室, 情報閲覧コーナー, 放送大学浜田コーナー)	
連絡先等	TEL	0855-24-9344
	FAX	0855-24-9345
	E-mail	seibu_shakaikyoiku@pref.shimane.lg.jp
	ホームページ	<a href="https://www.pref.shimane.lg.jp/seibu_shakaikyoiku/">https://www.pref.shimane.lg.jp/seibu_shakaikyoiku/</a>
設置年度	平成12年度(平成22年度 名称変更)	
運営形態	平成16年度まで: 県直営 平成17年度から: 県直営(研修業務等)と指定管理の併用 (施設管理は、複合施設である西部総合福祉センターを指定管理者が管理)	

##### ○社会教育研修センターの利用状況(令和元年度)

(令和2年2月29日現在)

区 分		利用状況	
社会教育 にかかわる 人材養成 研修	対象者別研修 (兼) 市町村担当者 研修	社会教育委員研修	81 人
		公民館等職員研修	183 人
		コーディネーター研修	124 人
		ファシリテーター養成講座	145 人
		地域魅力化プログラム体験講座	53 人
	全体研修	しまねの社会教育基礎講座	116 人
		しまねの社会教育フォーラム2019	82 人
社会教育主事講習[B]		28 人	
市町村支援	市町村支援総数	35 件 439 人	
	社会教育にかかわる人材養成研修	23 件 335 人	
学習相談件数		53 件	

(注) 東部社会教育センター・西部社会教育研修センターの合計

## ○島根県立生涯学習推進施設条例

平成7年3月10日

島根県条例第9号

### (設置)

第1条 生涯学習に関する指導者の養成及び情報の提供を行うとともに県民に学習の機会を提供することにより、県民の生涯学習の振興に資するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、島根県立生涯学習推進施設を次のとおり設置する。

名称	位置
島根県立東部社会教育研修センター	出雲市
島根県立西部社会教育研修センター	浜田市

### (職員)

第2条 島根県立生涯学習推進施設に事務職員その他の所要の職員を置く。

### (県教育委員会規則への委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、県教育委員会規則で定める。



(2) 県立図書館

施設所在地	本館: 〒690-0873 松江市内中原町52 西部読書普及センター: 〒697-0023 浜田市長沢町1550-1	
連絡先等	TEL	0852-22-5725 (西部)0855-23-6785
	FAX	0852-22-5728 (西部)0855-22-4225
	E-mail	tosyokan@pref.shimane.lg.jp
	ホームページ	http://www.library.pref.shimane.lg.jp/
設置年度	昭和25年度	
施設の設置根拠	社会教育法、図書館法 島根県立図書館条例(昭和44年3月25日 島根県条例第12号)	
施設概要	鉄筋地上2階地下2階建 ・1階 2,192.28㎡ こども室・学習室・集会室・事務室・書庫・特別研修室他 ・2階 1,752.36㎡ 一般資料室・中央カウンター・郷土資料室・参考資料室・館長室・事務室他 地下書庫:1,453.60㎡, 駐車場:69台, 駐輪場:68.40㎡ ○蔵書数:892,612冊(令和2年2月29日現在、西部読書普及センター分を含む)	
運営形態	県直営	

① 県立図書館の蔵書数と貸出冊数の推移

〔令和2年2月29日現在蔵書数〕

(単位:冊)

分類	館内サービス用	館外サービス用
総記	29,776	1,459
哲学	27,395	595
歴史	60,506	1,214
社会科学	91,581	2,177
自然科学	36,303	1,916
工学	33,227	2,938
産業	26,380	1,272
芸術	37,149	2,336
語学	13,441	523
文学	93,400	17,414
参考	24,177	0
郷土	119,808	0
その他	43,493	0
子ども	70,334	67,924
成人グループ用	0	7,863
子どもグループ用	0	12,758
学校支援用(中学校)	0	0
学校支援用(小学校)	0	3,972
学校図書館活用教育図書	0	41,078
しまね子育て絵本	0	20,203
小計	706,970	185,642
総計	892,612	

〔蔵書数と貸出冊数の推移〕

(単位:冊)

年度	蔵書数	貸出冊数
H22	730,157	392,963
H23	769,719	377,062
H24	801,122	380,438
H25	811,589	344,983
H26	826,911	340,647
H27	834,928	352,698
H28	849,675	359,447
H29	871,774	348,582
H30	880,668	307,673
R1	892,612	250,603

※R1は令和2年2月29日現在

②県立図書館の利用状況

(ア)来館者へのサービス(公立図書館の基本的な活動についての指標)

○蓄積した手法、技術を県内図書館に供給するサービス

指 標	単位	H28実績	H29実績	H30実績	備 考
来館者数	人	253,321	249,115	250,143	平日(600~1,100人) 土日(1,000~1,300人)
貸出冊数 (来館個人)	冊	266,937	263,598	261,129	H20実績…259,551冊
調査相談 (レファレンス)	件	10,611	10,186	10,772	本の所蔵の有無、言葉の意味や読みなどの簡単な調査から、複数の資料を使う文献調査までの多岐にわたる内容

(イ)市町村へのサービス(県立図書館固有の活動についての指標)

a 学校の利用状況

○蔵書の不足している学校への一括貸出や総合的学習を支援するための資料の貸出

指 標	単位	H28実績	H29実績	H30実績	備 考	
団体貸出	学 校	冊	43,245	40,144	36,165	学校には、小中学校・高等学校・特別支援学校のほか、幼稚園・保育所を含む 市町村への寄託を含まない
	そ の 他	冊	36,213	32,574	31,538	
	合 計	冊	79,458	72,718	67,703	

b 図書館職員等向け研修事業

○県内図書館職員等の資質向上のための研修機会の提供

指 標	単位	H28実績	H29実績	H30実績	備 考
初 任 研 修 I	人	31	27	22	H30:島根県図書館大会プレ大会 公共図書館協議会総会・講演会
初 任 研 修 II	人	26	27	22	
新任図書館長研修	人	4	3	4	
専 門 研 修	人	24	28	27	
読 書 普 及 研 修	人	84	118	97	
講 演 会	人	39	61	56	
地域図書館職員研修	人	80	90	104	
合 計	人	288	354	332	

○学校図書館関係職員等対象の研修

指 標	単位	H28実績	H29実績	H30実績	備 考
学校司書研修	人	457	516	490	H29から特別研修(教育センター主催の学校図書館活用教育講座)参加分を含む
学校図書館支援員研修	人	14	14	—	
学校司書・司書教諭合同研修	人	199	158	222	
合 計	人	670	688	712	

c 読書普及指導員の派遣事業

○家庭で子どもに絵本を読み聞かせる親子読書や幼稚園・保育所・学校等でのボランティア等

読み聞かせ活動を支援するための研修会等への読書普及指導員の派遣

指 標	単位	H28実績	H29実績	H30実績	備 考
派 遣 回 数	回	49	34	41	
参 加 人 員	人	1,451	1,191	1,169	

## ○島根県立図書館条例

昭和44年3月25日

島根県条例第9号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、島根県立図書館の設置及び管理並びに島根県立図書館協議会の設置等について必要な事項を定めるものとする。

(図書館の設置)

第2条 島根県立図書館(以下「図書館」という。)を松江市に置く。

(分会等の設置)

第3条 教育委員会は、図書館奉仕のため必要があるときは、適当と認める地区に分館、閲覧所、配本所等を置くことができる。

(図書館協議会の設置)

第4条 図書館法(昭和25年法律第118号)第14条第1項の規定により、図書館に島根県図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の委員の任命の基準、定数及び任期)

第5条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから教育委員会が任命する。

2 委員の定数は、10人以内とする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(教育委員会規則への委任)

第6条 図書館の管理及び協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(3) 県立青少年の家

施設所在地	〒691-0074 出雲市小境町1991-2		
連絡先等	TEL	0853-69-1316	※休所日(月曜日)0853-67-9063
	FAX	0853-69-1016	
	E-mail	sunlake@pref.shimane.lg.jp	
	ホームページ	http://www.pref.shimane.lg.jp/seishonennoie/	
設置年度	平成3年度		
施設の設置根拠	社会教育法 島根県立青少年社会教育施設条例(平成3年3月8日 島根県条例第8号)		
施設概要	敷地面積72,940㎡ 総延面積9,259.01㎡ 宿泊定員209人 宿泊室(定員209人)、研修室、談話室、大和室、茶室、音楽室、調理室、多目的ホール、創作室、体育館、テニスコート、バーベキューハウス、艇庫(カッター、サバニ等) など		
運営形態	平成18年度まで: 県直営 平成19年度から: 県直営(研修業務等)と指定管理(施設の維持・管理業務)の併用		

①団体分類別利用状況

(単位: 人、団体)

	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数
一般団体(社会教育)	8,500	270	9,270	320	6,741	213
一般団体(社会生活)	1,928	99	1,781	97	1,737	83
企業	1,901	92	1,642	86	1,403	66
学校	9,336	278	8,241	197	8,026	201
(内 小・中・高)	6,138	165	4,992	103	5,172	120
(内 幼稚園・保育所)	1,366	52	940	35	1,151	34
個人	2,016	338	2,057	374	2,691	347
その他	429	149	2,343	175	10	11
主催事業	4,831	37	6,811	40	10,462	51
利用実数 計	28,941	1,263	32,145	1,289	31,070	972
研修者数	46,553		49,414		47,752	

(注1) 利用実数は「宿泊実数+日帰り実数」

(注2) 研修者数は「宿泊研修者数(宿泊実数×(泊数+1))+日帰り実数」

②年齢別利用状況

(単位: 人)

	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
小学生未満	1,860	6.4%	3,291	10.2%	3,646	11.6%
小学生	9,246	32.0%	9,512	29.6%	9,938	31.7%
中学生	1,749	6.0%	1,917	6.0%	1,515	4.8%
高校生	2,254	7.8%	2,592	8.1%	2,114	6.7%
大学生	1,200	4.1%	1,437	4.5%	1,147	3.7%
各種学校	465	1.6%	716	2.2%	609	1.9%
青年	200	0.7%	370	1.2%	425	1.4%
成人	11,967	41.3%	12,310	38.3%	11,956	38.1%
合計	28,941	100.0%	32,145	100.0%	31,350	100.0%

(4) 県立少年自然の家

施設所在地	〒695-0007 江津市松川町太田610	
連絡先等	TEL	0855-52-0716
	FAX	0855-52-0707
	E-mail	syonen@pref.shimane.lg.jp
	ホームページ	http://www.pref.shimane.lg.jp/shoneshizen/
設置年度	昭和50年度	
施設の設置根拠	青少年の家と同じ	
施設概要	敷地面積133,280㎡ 総延面積6,063.7㎡ 宿泊定員181人 宿泊棟6棟(定員181人)、ケビン棟(定員44人)、研修室、創作室、体育館、炊飯場、キャンプ ファイヤー場、アスレチックコース(遊具21基)など	
運営形態	平成16年度まで:管理委託 平成17年度から:県直営(管理補助業務を外部委託)	

①団体分類別利用状況

(単位:人、団体)

	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数
一般団体(社会教育)	4,646	117	3,832	94	3,591	105
一般団体(社会生活)	363	15	562	13	260	8
企業	44	9	130	18	184	19
学校	6,115	157	6,248	150	6,350	148
(内 小・中・高)	4,922	120	4,917	109	4,855	102
(内 幼稚園・保育所)	596	18	931	19	976	23
個人	374	67	381	76	272	66
その他	781	5	1,791	7	2,009	5
主催事業	1,779	26	1,680	34	1,312	29
利用実数 計	14,102	396	14,624	392	13,978	380
研修者数	27,001		26,371		25,074	

(注1) 利用実数は「宿泊実数+日帰り実数」

(注2) 研修者数は「宿泊研修者数(宿泊実数×(泊数+1))+日帰り実数」

②年齢別利用状況

(単位:人)

	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
小学生未満	992	7.0%	1,068	7.3%	962	6.9%
小学生	6,005	42.6%	6,719	45.9%	6,100	43.6%
中学生	938	6.7%	633	4.3%	664	4.8%
高校生	1,096	7.8%	996	6.8%	1,172	8.4%
大学生	189	1.3%	64	0.4%	183	1.3%
各種学校	115	0.8%	70	0.5%	50	0.4%
青年	35	0.2%	77	0.5%	36	0.3%
成人	4,732	33.6%	4,997	34.2%	4,811	34.4%
合計	14,102	100.0%	14,624	100.0%	13,978	100.0%

## ○島根県立青少年社会教育施設条例

平成3年3月8日

島根県条例第8号

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この条例は、島根県立青少年社会教育施設の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

#### (設置)

第2条 青少年に学習及び交流の機会を提供することにより心身の健全な育成を図り、あわせて県民の教養及び文化の向上に資するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、島根県立青少年社会教育施設（以下「青少年社会教育施設」という。）を次のとおり設置する。

名称	位置
島根県立青少年の家	出雲市
島根県立少年自然の家	江津市

#### (利用者)

第4条 青少年社会教育施設の施設及び設備（以下「施設等」という。）を利用できる者は、研修計画を有する者又は青少年社会教育施設が主催する研修事業に参加する者とする。

### 第3章 指定管理者

#### (指定管理者による管理)

第12条 島根県立青少年の家（以下「青少年の家」という。）の管理（次条第4号に掲げる業務を含む。以下同じ。）は、法人その他の団体であつて、委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

#### (指定管理者が行う業務)

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 青少年の家の施設及び設備の使用料の徴収に関する業務
- (2) 青少年の家の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 青少年の家の施設及び設備を利用する者への食事の提供に関する業務

- (4) 島根県立生涯学習推進施設条例(平成7年島根県条例第9号)第1条に規定する島根県立東部社会教育研修センターの施設及び設備で委員会が定めるもの(以下「青少年の家外施設等」という。)の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、青少年の家の管理に関する事務のうち、委員会が必要があると認める業務

#### 第4章 開所時間等

##### (開所時間)

第21条 青少年社会教育施設の開所時間は、午前9時から午後10時までとする。

- 2 指定管理者は、必要があると認めるときは、青少年の家の長の承認を受けて、青少年の家の開所時間を変更することができる。
- 3 島根県立少年自然の家(以下「少年自然の家」という。)の長は、必要があると認めるときは、少年自然の家の開所時間を変更することができる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、使用者は、開所時間以外の時間にあっても使用することができる。

##### (休所日)

第22条 青少年社会教育施設の休所日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する祝日及び同法第3条第2項に規定する休日
  - (3) 12月28日から翌年1月4日まで
- 2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、青少年の家は、7月1日から9月30日までは、休所しない。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、青少年の家の長は、青少年の家の長が必要があると認める場合又は指定管理者から申出があった場合に指定管理者と協議の上、休所日を変更することができる。
  - 4 第1項の規定にかかわらず、少年自然の家の長は、必要があると認めるときは、休所日を変更することができる。
  - 5 第3項又は前項の規定により休所日を変更したときは、当該青少年社会教育施設の長は、あらかじめ当該青少年社会教育施設の掲示場に公示する。

4 附属機関等一覧

令和2年4月1日現在

①附属機関(法律、条例の規定に基づいて設置されたもの)

担当所属	名 称	業務の内容	委員数		設置根拠
			定数上限	実人数	
社会教育課	社会教育委員の会	社会教育に関し、教育委員会に助言し、又は意見を述べる。	20	12	社会教育法第15条第1項 島根県社会教育委員に関する条例第1条
	島根県生涯学習審議会	教育委員会又は知事の諮問に応じ、島根県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。	25	休止中	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第10条第1項 島根県生涯学習審議会条例第1条
県立図書館	島根県立図書館協議会	図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる。	10	10	図書館法第14条第1項 島根県立図書館条例第4条

②その他(規則・要項等に基づき設置された懇話会・協議会等)

担当所属	名 称	業務の内容	委員数		設置根拠
			定数上限	実人数	
東部・西部社会教育研修センター	生涯学習推進施設運営委員会	東部社会教育研修センター、西部社会教育研修センターの運営に関し、所長の諮問に応じ、又は所長に対し意見を述べる。	10	10	島根県立生涯学習推進施設条例施行規則
青少年の家	島根県立青少年の家運営委員会	青少年の家の運営に関し、所長の諮問に応じ、又は所長に対し意見を述べる。	15	14	島根県立青少年社会教育施設条例施行規則
少年自然の家	島根県立少年自然の家運営委員会	少年自然の家の運営に関し、所長の諮問に応じ、又は所長に対し意見を述べる。	15	13	



## 5 条例一覧

令和2年4月1日現在

名 称	島根県社会教育委員に関する条例 (平成26年3月18日島根県条例第27号)	施行年月日
		平成26年4月1日
目 的	島根県社会教育委員に関し必要な事項を定める。	
概要等	委嘱の基準、定数、任期	

名 称	島根県立図書館条例 (昭和44年3月25日島根県条例第12号)	施行年月日
		昭和44年4月1日
目 的	島根県立図書館の設置及び管理並びに島根県立図書館協議会の設置等について必要な事項を定める。	
概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館及び分館等の設置</li> <li>・図書館協議会の設置、委員の任命の基準、定数及び任期等</li> </ul>	

名 称	島根県立青少年社会教育施設条例 (平成3年3月8日島根県条例第8号)	施行年月日
		平成3年4月1日
目 的	島根県立青少年社会教育施設の設置及び管理について必要な事項を定める。	
概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年の家及び少年自然の家設置</li> <li>・使用の許可等(許可、許可の取消し、使用料の納付、減免等)</li> <li>・指定管理者による管理</li> <li>・開所時間、休所日等</li> </ul>	

名 称	島根県立生涯学習推進施設条例 (平成7年3月10日島根県条例第9号)	施行年月日
		平成7年4月1日
目 的	島根県立生涯学習施設の設置等について必要な事項を定める。	
概要等	東部社会教育研修センター及び西部社会教育研修センターの設置等	

## 6 計画等一覧

令和2年4月1日現在

名 称	第4次島根県子ども読書活動推進計画	所管	社会教育課
		根拠法令等	子どもの読書活動の推進に関する法律
計画の期間	令和元年度～令和5年度		
目 的	子どもたちが発達段階に応じた読書活動の中で、豊かな心と確かな学力を養いながら、生きる力を主体的に身に付けていくことを目指し、子ども読書活動の推進を図る。		
概要等	<p>○基本目標 本に親しみ本から学び、より豊かに生きる力を育てる</p> <p>①子どもと本をつなぐ活動の充実を図る ②子どもの読書を支える人を育てる ③あらゆる子どもに読書を保障する環境を整える</p> <p>○子どもの発達段階ごとの目指す方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就 学 前：保護者や保育者と一緒におはなしや絵本と日常的にふれあい、図書館に親しむ</li> <li>・小中学生：学校図書館を有効に利用し、読む力や情報を活用する力を身に付ける</li> <li>・高 校 生：読解力を養うとともに、本をはじめとする様々な情報を用いて、自らの課題解決に向け評価・熟考できる力を身に付ける</li> </ul>		

名 称	島根県立図書館 運営方針及び活動計画	所管	県立図書館
		根拠法令等	図書館法
計画の期間	令和元年度～令和5年度		
目 的	県民一人ひとりが個性を發揮し社会の一員として自立する「人づくり」と、心豊かに暮らせる活力ある「地域づくり」に資する「知の拠点」としての図書館の実現を目指す。		
概要等	<p>○目指すべき姿</p> <p>①だれでも、どこでも受けることができる図書館サービスの実現 ②「子ども読書しまね」の実現 ③県民の暮らしや地域の課題解決に役立つ知識・情報の拠点づくり ④全国に誇れる島根の歴史や文化を次世代に継承</p> <p>○基本となる目標</p> <p>①人を育てる図書館 ②地域を支える図書館 ③暮らしに役立つ図書館 ④郷土の歴史・文化を伝える図書館</p> <p>※「島根県立図書館振興計画（対象期間：平成26～30年度）」の第4次計画に相当するもの。本計画の趣旨を明確にするために名称を変更した。</p>		

## 7 社会教育関係表彰一覧

表彰者	表彰名	表彰内容
		令和元年度被表彰者 (県教育委員会から推薦し、受賞した者)
県教育委員会	教育功労者表彰及び教育優良団体表彰(社会教育分野)	<p>教育、学術、文化、体育、その他各分野において、それぞれ本県教育に貢献した功績が特に顕著なものを表彰し、その功を顕彰する。</p> <p>大久老人クラブ東雲会 永戸 淳子(秋鹿地区社会福祉協議会理事)</p>
県教育長	優良公民館表彰	<p>公民館のうち、特に事業内容・方法等に工夫をこらし、地域住民の学習活動に大きく貢献しているものを優良公民館として島根県教育委員会教育長が表彰し、今後の公民館活動の充実・振興に資する。</p> <p>浜田市立市木公民館 大田市立中央公民館 美郷町立君谷公民館 美郷町立比之宮公民館</p>
	公民館職員表彰	<p>公民館等に勤務し、公民館活動の振興に顕著な功績があった者を島根県教育委員会教育長が表彰し、もって今後の公民館活動の発展に資する。</p> <p>小川 英二(松江市島根公民館 館長) 安喰 公司(出雲市立コミュニティセンター センター一長) 高橋 孝治(出雲市立コミュニティセンター センター一長) 板垣 祐治(出雲市立コミュニティセンター センター一長) 大屋 マサ子(浜田市立今市公民館 館長) 豊田 実(益田市二条公民館 館長) 大賀 温(益田市種公民館 館長) 宇田川 布美子(松江市乃木公民館 主幹) 金子 さつき(浜田市立久佐公民館 主事) 石川 直美(浜田市立黒沢公民館 主事) 佐々木 瑞恵(浜田市立三隅公民館 主事) 幸増 千世(大田市立中央公民館 主事) 福島 真夕子(大田市立東部公民館 主事) 山口 清美(大田村国まちづくりセンター 職員) 原田 千鶴子(大田市池田まちづくりセンター 職員) 佐々木 尚子(邑南町市木公民館 事務員) 八坂 美恵子(益田市吉田公民館 主事) 上潟口 琴代(津和野町立滝元枕瀬公民館 主事)</p>
	優良少年団体表彰	<p>県内少年団体のうち、定期的、継続的な活動が他の範となり、明るく住みよい地域づくりに大きく貢献しているものを優良少年団体として表彰する。</p>

		岡見てんつくてん（浜田市） 谷住郷子ども神楽教室（江津市）
	島根県児童生徒学芸顕彰	<p>学術・文化活動を通じて本県の児童生徒に豊かな人間性を育むため、優秀な成果をおさめた児童生徒及びその指導者を顕彰する。</p> <p>-----</p> <p>【第1期】 13団体、11個人、2指導者</p> <p>【第2期】 2団体、64個人</p>
文 部 科 学 大 臣	優良PTA文部科学大臣表彰	<p>PTAの本来の目的・性格に照らし、優秀な実績を上げているPTAを表彰し、PTAの健全な育成、発展に資することを目的とする。</p> <p>-----</p> <p>松江市立内中原小学校PTA 大田市立北三瓶小中学校PTA</p>
	PTA活動振興功労者表彰	<p>PTA活動の振興に顕著な功績のある者を文部科学大臣が表彰し、もってPTAの健全な育成と発展に資する。</p> <p>-----</p> <p>※5年ごとに実施（令和元年度はなし）</p>
	「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰	<p>幅広い地域住民等の参画により、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動のうち、その内容が他の模範と認められるものに対し、その功績をたたえ表彰する。 ※中核市は県の対象外</p> <p>-----</p> <p>大田西中学校区地域学校協働活動（大田市）</p>
	子供の読書活動優秀実践図書館・団体（個人）文部科学大臣表彰	<p>国民の間に広く子供の読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子供が積極的に読書活動を行う意欲を高める活動において特色ある優れた実践を行っている図書館・団体及び個人に対し、その実践をたたえ文部科学大臣が表彰する。</p> <p>-----</p> <p>島根県立図書館 こぐまちゃんくらぶボランティア（雲南市）</p>
	優良公民館表彰	<p>公民館やその他公民館と同等の社会教育活動を行う施設のうち、特に事業内容・方法等に工夫をこらし、地域住民の学習活動に大きく貢献しているものを優良公民館として文部科学大臣が表彰し、今後の公民館活動の充実・振興に資する。</p> <p>-----</p> <p>松江市美保関公民館（松江市）</p>

		浜田市立雲城公民館（浜田市）
	社会教育功労者表彰	<p>地域における社会教育活動を推進するため多年にわたり社会教育の振興に功労のあった者等に対し、その功績をたたえ文部科学大臣が表彰する。</p> <p>-----</p> <p>矢田 千里（大田市長期山村留学里親会会長）</p>
	障害者の生涯学習支援活動に係る文部科学大臣表彰	<p>障害者の生涯を通じた多様な学習を支える活動を行う個人又は団体について、活動内容が他の模範と認められるものに対し、その功績をたたえ文部科学大臣が表彰する。</p> <p>-----</p> <p>社会福祉法人島根ライトハウス ライトハウ斯拉イブラリー</p>
島根県知事	島根県各種功労者表彰（社会教育分野）	<p>各分野において県勢の発展に大きな貢献があった方を、知事が表彰する。</p> <p>-----</p> <p>該当者なし</p>
	島根県青少年芸術文化表彰（秘書課所管）	<p>本県の芸術文化の発展向上に関し功績顕著で、今後一層の活躍が期待される青少年及びその指導者を表彰する。</p> <p>-----</p> <p>【第1期】 2団体、1個人</p> <p>【第2期】 該当なし</p>
（社）全国公民館連合会	公民館優良職員表彰	<p>公民館職員として公民館活動に従事し、地域社会の振興、社会教育活動の推進に努力した功績が顕著であると認められる者を表彰する。ただし、表彰対象年度中に公民館に在籍した実績を要す。</p> <p>-----</p> <p>山田 弘子（松江市公民館運営協議会連合会 主幹）</p>
	公民館永年勤続職員表彰	<p>公民館職員として、通算15年以上勤め、他の模範となりうる活動をしたと認められる者を表彰する。</p> <p>-----</p> <p>高津 眞悟（大田市上まわぐりセンター センター長）  奥村 ゆかり（松江市玉湯公民館 主任）  山崎 さつき（松江市生馬公民館 主任）  入江 達也（松江市朝日公民館 主任）  池田 俊貴（松江市鹿島公民館 主任）  太田 美喜子（松江市八束公民館 主事）  奥野 みすず（安来市十神交流センター 主事）  江角 智恵（出雲市塩治コミュニティセンター チーフマネジャー）  落合 陽子（出雲市久美コミュニティセンター チーフマネジャー）  長崎 美恵（出雲市東コミュニティセンター チーフマネジャー）</p>
	功労者表彰	正会員の役員、または、それに準ずる顕著な役割を

		<p>担ったと認める者として、正会員の活動振興に対して、多大なる貢献をしたと認められる者を表彰する。</p> <p>-----</p> <p>岡本 修治 (島根県公民館連絡協議会/浜田市立雲城公民館 館長)</p>
(株)山陰中央新報社	地域開発賞 (教育賞)	<p>各分野で社会、地域の発展のため貢献している人 (社会の一隅を照らす人) を顕彰してその労をねぎらう。</p> <p>-----</p> <p>片岡 初美 (平田高校 JRC 部顧問)</p>
(社)全国社会教育委員連合会長	全国社会教育委員連合表彰	<p>社会教育の推進に貢献し、社教連の発展に功績のあった社会教育委員を表彰する。</p> <p>-----</p> <p>栗栖 真理 (浜田市)</p>
県社会教育委員連絡協議会長	社会教育委員表彰	<p>社会教育委員として、本県社会教育のために尽力し、その功績が顕著な者を表彰する。</p> <p>-----</p> <p>岡 賑悟 (松江市) 生田 修 (安来市) 森山 睦子 (出雲市) 小川 豊 (浜田市)</p>
全国視聴覚教育連盟	視聴覚教育功労者表彰	<p>多年にわたり、社会教育における視聴覚教育の振興に努力し、功績のあったものを表彰し、その労に謝意を表するとともに、今後の視聴覚教育の発展に資する。</p> <p>-----</p> <p>該当なし</p>

8 県内公共図書館一覧

令和2年4月1日現在

図書館名		所在地	電話番号	FAX	
島根県立図書館		〒690-0873 松江市内中原町52	0852-22-5725	0852-22-5728	
		〒697-0023 (西部読書普及センター) 浜田市長沢町1550-1	0855-23-6785	0855-22-4225	
市 町 村	1	安来市立図書館	〒692-0011 安来市安来町1062-1	0854-22-2574	0854-22-2598
	2	松江市立中央図書館	〒690-0017 松江市西津田6-5-44	0852-27-3220	0852-27-3270
	3	松江市立島根図書館	〒690-0401 松江市島根町加賀1414	0852-85-9088	0852-85-9089
	4	松江市立東出雲図書館	〒699-0101 松江市東出雲町揖屋1139-2	0852-52-3297	0852-52-9516
	5	雲南市立木次図書館	〒699-1332 雲南市木次町木次1008	0854-42-1021	0854-42-2274
	6	雲南市立大東図書館	〒699-1251 雲南市大東町大東1038	0854-43-6131	0854-43-6131
	7	雲南市立加茂図書館	〒699-1106 雲南市加茂町加茂中972-5	0854-49-8739	0854-49-8696
	8	出雲市立出雲中央図書館	〒693-0011 出雲市大津町1134	0853-21-0487	0853-21-8833
	9	出雲市立平田図書館	〒691-0001 出雲市平田町2110-1	0853-63-4010	0853-63-4219
	10	出雲市立佐田図書館	〒693-0506 出雲市佐田町反辺1747-6	0853-84-9050	0853-84-9050
	11	出雲市立海辺の多伎図書館	〒699-0903 出雲市多伎町小田73-1	0853-86-7077	0853-86-2211
	12	出雲市立湖陵図書館	〒699-0812 出雲市湖陵町二部1320	0853-43-3309	0853-43-7303
	13	出雲市立大社図書館	〒699-0711 出雲市大社町杵築南1338-9	0853-53-6510	0853-53-1122
	14	出雲市立ひかわ図書館	〒699-0631 出雲市斐川町直江4156	0853-73-3990	0853-72-7600
	15	大田市立大田市中央図書館	〒694-0064 大田市大田町大田イ113-2	0854-84-9200	0854-84-9202
	16	大田市立仁摩図書館	〒699-2301 大田市仁摩町仁万565-1	0854-88-4646	0854-88-4647
	17	大田市立温泉津図書館	〒699-2511 大田市温泉津町小浜イ486	0855-65-2177	0855-65-2177
	18	江津市図書館	〒695-0011 江津市江津町995	0855-52-0551	0855-52-0551
	19	江津市図書館桜江分館	〒699-4226 江津市桜江町川戸11-1	0855-92-0300	0855-92-0300
	20	浜田市立中央図書館	〒697-0024 浜田市黒川町3748-1	0855-22-0480	0855-22-0592
	21	浜田市立金城図書館	〒697-0121 浜田市金城町下来原171	0855-42-1823	0855-42-1685
	22	浜田市立旭図書館	〒697-0425 浜田市旭町今市633-1	0855-45-1439	0855-22-0592
	23	浜田市立弥栄図書館	〒697-1122 浜田市弥栄町木都賀イ528-1	0855-48-2258	0855-48-2258
	24	浜田市立三隅図書館	〒699-3225 浜田市三隅町古市場2002	0855-32-0338	0855-32-0343
	25	益田市立図書館	〒698-0023 益田市常盤町8-6	0856-22-4222	0856-31-0290
	26	益田市立美都図書館	〒698-0203 益田市美都町都茂1692-甲	0856-52-2481	0856-52-2481
	27	飯南町立図書館	〒690-3207 飯石郡飯南町頼原2212-3	0854-72-0301	0854-72-0990
	28	かわもと図書館	〒696-0001 邑智郡川本町大字川本332-15	0855-72-0025	0855-72-1061
	29	美郷町立図書館	〒699-4621 邑智郡美郷町粕淵168	0855-75-1270	0855-75-1190
	30	邑南町立図書館	〒696-0222 邑智郡邑南町下田所127-1	0855-83-1760	0855-83-1771
	31	邑南町立図書館石見分館	〒696-0103 邑智郡邑南町矢上3835-4	0855-95-1044	0855-95-1670
	32	邑南町立図書館羽須美分館	〒696-0501 邑智郡邑南町阿須那153-1	0855-88-0001	0855-88-0002
	33	津和野町立津和野図書館	〒699-5604 鹿足郡津和野町森村イ241-1	0856-72-0155	0856-72-0230
	34	津和野町立日原図書館	〒699-5221 鹿足郡津和野町日原263-2	0856-74-0355	0856-74-0366
	35	吉賀町立図書館	〒699-5513 鹿足郡吉賀町六日市648	0856-77-1850	0856-77-1850
	36	海士町中央図書館	〒684-0403 隠岐郡海士町大字海士1490	08514-2-2433	08514-2-1633
	37	西ノ島コミュニティ図書館	〒684-0211 隠岐郡西ノ島町浦郷67-8	08514-2-2422	08514-2-2423
	38	隠岐の島町図書館	〒685-0014 隠岐郡隠岐の島町西町吉田の二 17-1	08512-2-2341	08512-2-9198

9 県内公民館等一覧

令和2年4月1日現在

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
1	城東公民館		690-0883	松江市北田町273	0852-27-5680	(21-8710)
2	城北公民館		690-0888	松江市北堀町43	0852-26-4437	(21-4407)
3	城西公民館		690-0851	松江市堂形町614	0852-26-2659	(21-5265)
4	白湯公民館		690-0065	松江市灘町1-57	0852-22-7147	(21-7572)
5	朝日公民館		690-0001	松江市東朝日町49	0852-21-3432	(21-3717)
6	雑賀公民館		690-0056	松江市雑賀町677	0852-23-8179	(21-8120)
7	津田公民館		690-0011	松江市東津田町1189-1	0852-26-4962	(21-4661)
8	古志原公民館		690-0012	松江市古志原4-6-30	0852-26-4436	(21-4446)
9	川津公民館		690-0823	松江市西川津町3405-5	0852-21-2349	(31-8510)
10	朝酌公民館		690-0834	松江市朝酌町92-1	0852-39-0646	(39-0690)
11	法吉公民館		690-0863	松江市比津町308-4	0852-21-4966	(21-5509)
12	竹矢公民館		690-0025	松江市八幡町279-1	0852-37-0854	(37-2984)
13	乃木公民館		690-0044	松江市浜乃木5-1-5	0852-21-4931	(21-4553)
14	忌部公民館		690-0036	松江市東忌部町899	0852-33-2010	(33-2275)
15	大庭公民館		690-0033	松江市大庭町805-3	0852-24-8733	(21-8766)
16	生馬公民館		690-0865	松江市西生馬町8	0852-36-8234	(36-6121)
17	持田公民館		690-0814	松江市東持田町61	0852-21-3067	(21-8770)
18	古江公民館		690-0122	松江市西浜佐陀町288-1	0852-36-8054	(36-6116)
19	本庄公民館		690-1101	松江市本庄町463-3	0852-34-0504	(34-1671)
20	大野公民館		690-0265	松江市上大野町1855-1	0852-88-2051	(88-3186)
21	秋鹿公民館		690-0262	松江市岡本町70	0852-88-2001	(88-3207)
22	鹿島公民館		690-0332	松江市鹿島町佐陀本郷640-1	0852-55-5716	(55-5718)
23	島根公民館		690-0401	松江市島根町加賀1414	0852-85-2301	(85-2302)
24	美保関公民館		690-1313	松江市美保関町下宇部尾556-1	0852-72-3624	(72-2321)
25	八雲公民館		690-2103	松江市八雲町西岩坂355-1	0852-54-2478	(54-1238)
26	玉湯公民館		699-0202	松江市玉湯町湯町1796	0852-62-9111	(55-5793)
27	宍道公民館		699-0401	松江市宍道町宍道885-3	0852-66-0811	(66-0303)
28	八束公民館		690-1404	松江市八束町波入2060	0852-76-3663	(76-3669)
29	揖屋公民館		699-0101	松江市東出雲町揖屋1139-2	0852-52-3297	(52-9516)
30	出雲郷公民館		699-0111	松江市東出雲町意宇南5-3-1	0852-52-2364	(52-2394)
31	意東公民館		699-0102	松江市東出雲町下意東765-35	0852-52-2055	(52-2109)
32	上意東公民館		699-0103	松江市東出雲町上意東1982-2	0852-52-2870	(52-2902)
33	八雲公民館平原分館	★	690-2105	松江市八雲町平原752-3		
34	安来中央交流センター		692-0011	安来市安来町896-1	0854-23-1721	23-0755
35	十神交流センター		692-0011	安来市安来町896-1	0854-23-0755	(同左)
36	社日交流センター		692-0011	安来市安来町1281-1	0854-23-2048	(同左)
37	島田交流センター		692-0025	安来市穂日島町485	0854-23-2891	(同左)
38	宇賀荘交流センター		692-0034	安来市宇賀荘町98-1	0854-23-0721	(同左)
39	大塚交流センター		692-0042	安来市大塚町400-1	0854-27-0328	(同左)
40	吉田交流センター		692-0043	安来市上吉田町618-1	0854-27-0325	(同左)
41	能義交流センター		692-0055	安来市飯生町566-3	0854-23-0764	(同左)



設置者	公民館名 ★分館	〒	住 所	連 絡 先	
				電話番号	(FAX)
42	安来市	飯梨交流センター	692-0066	安来市飯梨町445-1	0854-28-8346 (同左)
43		荒島交流センター	692-0007	安来市荒島町3353-5	0854-28-6783 (同左)
44		赤江交流センター	692-0002	安来市上坂田町574	0854-28-8982 (同左)
45		広瀬中央交流センター	692-0404	安来市広瀬町広瀬811	0854-32-4138 (同左)
46		広瀬交流センター	692-0404	安来市広瀬町広瀬811	0854-32-4138 (同左)
47		布部交流センター	692-0623	安来市広瀬町布部345-40	0854-36-0001 (同左)
48		宇波交流センター	692-0622	安来市広瀬町宇波482-2	0854-36-0852 (同左)
49		比田交流センター	692-0731	安来市広瀬町西比田1708-4	0854-34-0001 (同左)
50		東比田交流センター	692-0733	安来市広瀬町東比田950-11	0854-34-0211 (同左)
51		山佐交流センター	692-0413	安来市広瀬町上山佐654-5	0854-35-0129 (同左)
52		下山佐交流センター	692-0412	安来市広瀬町下山佐498	0854-32-3840 (同左)
53		西谷交流センター	692-0624	安来市広瀬町西谷376-6	0854-36-0376 (同左)
54		奥田原交流センター	692-0625	安来市広瀬町奥田原602-1	0854-35-0047 (同左)
55		菅原交流センター	692-0621	安来市広瀬町菅原604	0854-32-3298 (同左)
56		伯太中央交流センター	692-0207	安来市伯太町東母里572-1	0854-37-1558 (37-9072)
57		安田交流センター	692-0205	安来市伯太町安田中158	0854-37-0835 (37-9071)
58		母里交流センター	692-0211	安来市伯太町母里28	0854-37-0225 (37-0251)
59		井尻交流センター	692-0213	安来市伯太町井尻77	0854-37-0836 (37-9023)
60		赤屋交流センター	692-0321	安来市伯太町赤屋118-2	0854-38-0145 (38-9011)
61		出雲市	今市コミュニティセンター	693-0001	出雲市今市町1578-2
62	大津コミュニティセンター		693-0011	出雲市大津町1727-5	0853-21-0172 (21-4215)
63	塩冶コミュニティセンター		693-0021	出雲市塩冶町803-2	0853-21-0248 (21-3837)
64	古志コミュニティセンター		693-0031	出雲市古志町1122-6	0853-21-0925 (21-1066)
65	高松コミュニティセンター		693-0052	出雲市松寄下町761-1	0853-21-0671 (21-0682)
66	四絡コミュニティセンター		693-0051	出雲市小山町650-21	0853-21-0369 (21-0370)
67	高浜コミュニティセンター		693-0065	出雲市平野町1183	0853-21-0948 (21-0949)
68	川跡コミュニティセンター		693-0013	出雲市荻杼町211	0853-21-0694 (21-0724)
69	鳶巣コミュニティセンター		693-0074	出雲市東林木町890-4	0853-21-0174 (21-0176)
70	上津コミュニティセンター		693-0101	出雲市上島町1031	0853-48-0301 (48-0361)
71	稗原コミュニティセンター		693-0104	出雲市稗原町2859	0853-48-0001 (48-0048)
72	朝山コミュニティセンター		693-0214	出雲市所原町185	0853-48-0201 (48-0244)
73	乙立コミュニティセンター		693-0216	出雲市乙立町3163	0853-45-0216 (45-0218)
74	神門コミュニティセンター		693-0033	出雲市知井宮町801-1	0853-21-1038 (21-1056)
75	神西コミュニティセンター		699-0822	出雲市神西沖町447	0853-43-1001 (43-9035)
76	長浜コミュニティセンター		693-0043	出雲市長浜町514-11	0853-28-0215 (28-0677)
77	平田コミュニティセンター		691-0001	出雲市平田町911	0853-63-1385 (63-1368)
78	灘分コミュニティセンター		691-0003	出雲市灘分町1933	0853-63-1371 (63-1364)
79	国富コミュニティセンター		691-0011	出雲市国富町867	0853-63-1372 (63-1370)
80	西田コミュニティセンター		691-0033	出雲市万田町692	0853-63-1373 (63-1346)
81	鱒淵コミュニティセンター		691-0025	出雲市河下町720-1	0853-66-0001 (66-0059)
82	久多美コミュニティセンター		691-0065	出雲市東郷町175	0853-63-1374 (63-1423)
83	檜山コミュニティセンター		691-0061	出雲市多久町10	0853-63-1375 (63-1425)
84	東コミュニティセンター		691-0075	出雲市鹿園寺町49-3	0853-67-0020 (67-0063)
85	北浜コミュニティセンター		691-0042	出雲市十六島町1851-1	0853-66-0002 (66-0016)

設置者	公民館名 ★分館	〒	住 所	連 絡 先	
				電話番号	(FAX)
86	佐香コミュニティセンター	691-0051	出雲市坂浦町3601	0853-68-0031	(68-0063)
87	伊野コミュニティセンター	691-0072	出雲市野郷町492-5	0853-69-1526	(69-1530)
88	須佐コミュニティセンター	693-0506	出雲市佐田町反辺1747-6	0853-84-0113	(84-1466)
89	窪田コミュニティセンター	693-0511	出雲市佐田町八幡原492-6	0853-85-2585	(85-2598)
90	多伎コミュニティセンター	699-0903	出雲市多伎町小田73	0853-86-2853	(86-2854)
91	湖陵コミュニティセンター	699-0812	出雲市湖陵町二部1320	0853-43-2480	(43-3737)
92	大社コミュニティセンター	699-0711	出雲市大社町杵築南1051-1	0853-53-4494	(53-4498)
93	荒木コミュニティセンター	699-0722	出雲市大社町北荒木389-2	0853-53-5440	(53-5443)
94	遙堪コミュニティセンター	699-0731	出雲市大社町遙堪359-2	0853-53-5529	(53-5548)
95	日御碕コミュニティセンター	699-0764	出雲市大社町宇龍338-3	0853-54-5443	(54-5446)
96	鶺鴒コミュニティセンター	699-0761	出雲市大社町鶺鴒浦1045-1	0853-53-5635	(53-5644)
97	荘原コミュニティセンター	699-0502	出雲市斐川町荘原3835	0853-72-4600	(72-4602)
98	出西コミュニティセンター	699-0614	出雲市斐川町求院965	0853-72-9204	(72-9206)
99	阿宮コミュニティセンター	699-0611	出雲市斐川町阿宮2323-2	0853-72-9142	(72-9152)
100	伊波野コミュニティセンター	699-0621	出雲市斐川町富村748	0853-72-1311	(72-1322)
101	直江コミュニティセンター	699-0631	出雲市斐川町直江4865-1	0853-72-5282	(72-5286)
102	久木コミュニティセンター	699-0642	出雲市斐川町福富2-13	0853-72-7474	(72-7476)
103	出東コミュニティセンター	699-0554	出雲市斐川町三分市2060-1	0853-62-5033	(62-5039)
104	大東交流センター	699-1251	雲南市大東町大東2419-1	0854-43-2130	(同左)
105	春殖交流センター	699-1242	雲南市大東町大東下分235-1	0854-43-2709	(同左)
106	幡屋交流センター	699-1232	雲南市大東町仁和寺833-10	0854-43-2800	(同左)
107	佐世交流センター	699-1214	雲南市大東町上佐世1385-3	0854-43-2110	(同左)
108	阿用交流センター	699-1224	雲南市大東町東阿用33-1	0854-43-2811	(同左)
109	久野交流センター	699-1211	雲南市大東町上久野30-4	0854-47-0040	(同左)
110	海潮交流センター	699-1206	雲南市大東町南村234-1	0854-43-2705	(同左)
111	塩田交流センター	699-1262	雲南市大東町塩田84	0854-47-0033	(同左)
112	加茂交流センター	699-1106	雲南市加茂町加茂中1040-1	0854-49-8380	(49-6042)
113	八日市交流センター	699-1332	雲南市木次町木次299-1	0854-42-2469	(同左)
114	三新塔交流センター	699-1332	雲南市木次町木次446-2	0854-42-2574	(同左)
115	新市交流センター	699-1334	雲南市木次町新市379番地	0854-42-5110	(同左)
116	下熊谷交流センター	699-1333	雲南市木次町下熊谷1096-1	0854-42-5351	(同左)
117	斐伊交流センター	699-1311	雲南市木次町里方912	0854-42-1636	(同左)
118	日登交流センター	699-1322	雲南市木次町寺領526-3	0854-42-0238	(同左)
119	西日登交流センター	699-1324	雲南市木次町西日登990-1	0854-42-1037	(同左)
120	温泉交流センター	699-1342	雲南市木次町平田799-3	0854-48-0077	(同左)
121	三刀屋交流センター	690-2404	雲南市三刀屋町三刀屋144-1	0854-45-5531	(同左)
122	一宮交流センター	690-2402	雲南市三刀屋町給下764	0854-45-2544	(47-7211)
123	鍋山交流センター	690-2634	雲南市三刀屋町乙加宮1208-1	0854-45-4241	(同左)
124	飯石交流センター	690-2512	雲南市三刀屋町多久和516-2	0854-45-4224	(同左)
125	中野交流センター	690-2523	雲南市三刀屋町中野375-2	0854-45-2795	(同左)
126	吉田交流センター	690-2801	雲南市吉田町吉田1061-1	0854-74-0219	(74-0232)
127	民谷交流センター	690-2802	雲南市吉田町民谷456	0854-74-0530	(74-9344)
128	田井交流センター	690-2313	雲南市吉田町深野61-4	0854-75-0312	(75-0240)
129	掛合交流センター	690-2701	雲南市掛合町掛合2151-1	0854-62-0189	(同左)

設置者	公民館名 ★分館	〒	住 所	連 絡 先	
				電話番号	(FAX)
130 雲南市	多根交流センター	690-2706	雲南市掛合町多根418-1	0854-62-1610	(同左)
	131 松笠交流センター	690-2705	雲南市掛合町松笠748-18	0854-62-0411	(同左)
	132 波多交流センター	690-2703	雲南市掛合町波多459-1	0854-64-0210	(同左)
	133 入間交流センター	690-2702	雲南市掛合町入間498-5	0854-62-0403	(62-0409)
134 奥出雲町	布勢公民館	699-1432	奥出雲町馬馳26	0854-54-1504	(同左)
	135 三成中央公民館	699-1511	奥出雲町三成445	0854-54-1311	(54-2023)
	136 亀嵩公民館	699-1701	奥出雲町亀嵩2215-1	0854-57-0616	(同左)
	137 阿井公民館	699-1621	奥出雲町上阿井188-1	0854-56-0001	(同左)
	138 三沢公民館	699-1513	奥出雲町三沢383	0854-54-0331	(同左)
	139 鳥上公民館	699-1802	奥出雲町大呂1182-2	0854-52-1019	(同左)
	140 横田公民館	699-1832	奥出雲町横田1037	0854-52-0949	(同左)
	141 八川公民館	699-1822	奥出雲町下横田456-1	0854-52-0241	(同左)
142 馬木公民館	699-1941	奥出雲町大馬木1968-2	0854-53-0201	(同左)	
143 飯南町	頓原公民館	690-3207	飯南町頓原2212-3	0854-72-0980	(72-1778)
	144 志々公民館	690-3312	飯南町八神117-1	0854-73-0350	(73-0026)
	145 赤名公民館	690-3513	飯南町下赤名862	0854-76-3100	(76-3129)
	146 来島公民館	690-3401	飯南町野萱311-6	0854-76-2393	(76-2845)
	147 谷公民館	690-3514	飯南町井戸谷478-1	0854-76-3629	(同左)
148 浜田市	浜田公民館	697-0027	浜田市殿町6-1	0855-22-9358	(同左)
	149 石見公民館	697-0024	浜田市黒川町132-2	0855-22-1380	(同左)
	150 長浜公民館	697-0062	浜田市熱田町1441-18	0855-27-4614	(同左)
	151 周布公民館	697-1321	浜田市周布町4374	0855-27-0058	(同左)
	152 美川公民館	697-1331	浜田市内村町592-1	0855-27-3657	(同左)
	153 大麻公民館	697-1337	浜田市西村町1038-8	0855-27-0897	(同左)
	154 国府公民館	697-0003	浜田市国分町1981-136	0855-28-1270	(同左)
	155 雲城公民館	697-0121	浜田市金城町下来原171	0855-42-2076	(同左)
	156 今福公民館	697-0302	浜田市金城町今福105-2	0855-42-2083	(同左)
	157 波佐公民館	697-0211	浜田市金城町波佐441-1	0855-44-0146	(同左)
	158 小国公民館	697-0213	浜田市金城町小国4160-1	0855-44-0254	(同左)
	159 久佐公民館	697-0303	浜田市金城町久佐4575-7	0855-42-2666	(同左)
	160 美又公民館	697-0301	浜田市金城町追原176	0855-42-1704	(同左)
	161 今市公民館	697-0425	浜田市旭町今市641-1	0855-45-1757	(45-1203)
	162 木田公民館	697-0427	浜田市旭町木田219-13	0855-45-1105	45-1135
	163 和田公民館	697-0424	浜田市旭町和田1284	0855-45-1918	45-0263
	164 都川公民館	697-0511	浜田市旭町都川889	0855-47-0001	(同左)
	165 市木公民館	697-0514	浜田市旭町市木2919-2	0855-47-0077	(同左)
	166 杵束公民館	697-1122	浜田市弥栄町木都賀4528-1	0855-48-2258	(同左)
	167 安城公民館	697-1211	浜田市弥栄町長安本郷544-1	0855-48-2917	(48-2131)
168 三隅公民館	699-3212	浜田市三隅町向野田581	0855-32-0500	(32-2644)	
169 三保公民館	699-3224	浜田市三隅町湊浦120	0855-32-0314	(32-0678)	
170 岡見公民館	699-3226	浜田市三隅町岡見516	0855-32-2298	(32-2450)	
171 井野公民館	699-3301	浜田市三隅町井野41816-2	0855-34-0007	(34-0038)	
172 黒沢公民館	699-3215	浜田市三隅町下古和1518	0855-35-1509	(35-1503)	
173 白砂公民館	699-3222	浜田市三隅町折居883	0855-32-1288	(32-2517)	

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
174	浜田市	石見公民館宇津井分館	★ 697-0312	浜田市宇津井町529	0855-42-1309	
175		石見公民館細谷分館	★ 697-0013	浜田市三階町2130-1	0855-22-7531	( 同左 )
176		石見公民館長見分館	★ 697-0014	浜田市長見町956-2	0855-22-5323	
177		石見公民館佐野分館	★ 697-0311	浜田市佐野町4337-1	0855-42-0689	(42-1995)
178		石見公民館後野分館	★ 697-0011	浜田市後野町779-2	0855-23-2419	(23-4239)
179		美川公民館東分館	★ 697-1333	浜田市鍋石町530-3	0855-27-3828	
180		美川公民館西分館	★ 697-1332	浜田市田橋町494-2	0855-27-3503	
181		国府公民館宇野分館	★ 695-0102	浜田市宇野町281-3	0855-28-2646	28-2669
182		国府公民館有福分館	★ 695-0101	浜田市下有福町26-1	0855-28-2841	( 同左 )
183	大田市	中央公民館	694-0064	大田市大田町大田4140-2	0854-82-6630	(82-9952)
184		東部公民館	694-0051	大田市久手町波根西1748	0854-82-5122	( 同左 )
185		西部公民館	694-0031	大田市静間町430-1	0854-82-0221	(84-8122)
186		三瓶公民館	694-0223	大田市三瓶町池田1887-1	0854-83-2550	( 同左 )
187		高山公民館	694-0304	大田市水上町三久須11-2	0854-89-0211	( 同左 )
188		温泉津公民館	699-2511	大田市温泉津町小浜4486	0855-65-3696	(65-3114)
189		仁摩公民館	699-2301	大田市仁摩町仁万562-3	0854-88-3081	( 同左 )
190		大田まちづくりセンター	694-0064	大田市大田町大田4140-2	0854-82-6240	(82-9952)
191		川合まちづくりセンター	694-0011	大田市川合町川合1247-1	0854-82-5124	( 同左 )
192		久利まちづくりセンター	694-0024	大田市久利町久利790-1	0854-82-5572	( 同左 )
193		大屋まちづくりセンター	694-0033	大田市大屋町大屋2903-1	0854-82-5580	( 同左 )
194		朝山まちづくりセンター	699-2213	大田市朝山町朝倉420-1	0854-85-8463	( 同左 )
195		富山まちづくりセンター	699-2216	大田市富山町山中1740	0854-88-0001	( 同左 )
196		波根まちづくりセンター	699-2211	大田市波根町1751-2	0854-85-8625	( 同左 )
197		久手まちづくりセンター	694-0051	大田市久手町波根西1748	0854-82-8307	( 同左 )
198		鳥井まちづくりセンター	694-0054	大田市鳥井町鳥井412-4	0854-84-8337	( 同左 )
199		長久まちづくりセンター	694-0041	大田市長久町長久4612-1	0854-82-5571	( 同左 )
200		静間まちづくりセンター	694-0031	大田市静間町430-1	0854-84-8122	( 同左 )
201		五十猛まちづくりセンター	694-0035	大田市五十猛町1481-2	0854-87-0026	( 同左 )
202		池田まちづくりセンター	694-0223	大田市三瓶町池田1887-1	0854-83-2168	( 同左 )
203		志学まちづくりセンター	694-0222	大田市三瓶町志学869-1	0854-83-2167	( 同左 )
204		北三瓶まちづくりセンター	694-0002	大田市山口町山口1181-1	0854-86-0478	( 同左 )
205		大森まちづくりセンター	694-0305	大田市大森町490	0854-89-0330	(89-0164)
206		水上まちづくりセンター	694-0304	大田市水上町三久須21	0854-89-0023	( 同左 )
207		祖式まちづくりセンター	694-0431	大田市祖式町546-1	0854-85-2362	( 同左 )
208		大代まちづくりセンター	694-0433	大田市大代町大家1579	0854-85-2204	( 同左 )
209		温泉津まちづくりセンター	699-2511	大田市温泉津町小浜4486	0855-65-1522	( 同左 )
210		湯里まちづくりセンター	699-2502	大田市温泉津町湯里1655	0855-65-3038	( 同左 )
211		福波まちづくりセンター	699-2514	大田市温泉津町福光4467-1	0855-65-2941	( 同左 )
212	井田まちづくりセンター	699-2507	大田市温泉津町井田255	0855-66-0711	( 同左 )	
213	仁万まちづくりセンター	699-2301	大田市仁摩町仁万562-3	0854-88-9520	( 同左 )	
214	宅野まちづくりセンター	699-2302	大田市仁摩町宅野79	0854-88-9511	( 同左 )	
215	大國まちづくりセンター	699-2303	大田市仁摩町大國1269	0854-88-9455	( 同左 )	
216	馬路まちづくりセンター	699-2304	大田市仁摩町馬路1737-6	0854-88-9070	( 同左 )	
217	北三瓶まちづくりセンター多根分館	★ 694-0003	大田市三瓶町多根4252-1	0854-86-0477	( 同左 )	

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
218	波積地域コミュニティ交流センター		699-2833	江津市波積町本郷325-1	0855-55-0001	(同左)
219	黒松地域コミュニティ交流センター		699-2831	江津市黒松町586	0855-55-1601	(同左)
220	都治地域コミュニティ交流センター		699-2841	江津市後地町829-1	0855-55-0002	(同左)
221	浅利地域コミュニティ交流センター		695-0002	江津市浅利町2102	0855-55-1004	(同左)
222	松平地域コミュニティ交流センター		695-0004	江津市松川町市村123	0855-57-0002	(同左)
223	渡津地域コミュニティ交流センター		695-0001	江津市渡津町658-1	0855-52-2569	(同左)
224	郷田地域コミュニティ交流センター		695-0011	江津市江津町995	0855-52-5566	(同左)
225	嘉久志地域コミュニティ交流センター		695-0016	江津市嘉久志町1503	0855-52-0436	(同左)
226	和木地域コミュニティ交流センター		695-0017	江津市和木町570-1	0855-53-3315	(同左)
227	都野津地域コミュニティ交流センター		695-0021	江津市都野津町2358-1	0855-53-0453	(同左)
228	二宮地域コミュニティ交流センター		695-0024	江津市二宮町神主171	0855-53-1665	(同左)
229	跡市地域コミュニティ交流センター		695-0152	江津市跡市町625-1	0855-56-2107	(同左)
230	敬川地域コミュニティ交流センター		699-3162	江津市敬川町1716-5	0855-53-1958	(同左)
231	波子地域コミュニティ交流センター		699-3161	江津市波子町1272-4	0855-53-1902	(同左)
232	有福温泉地域コミュニティ交流センター		695-0156	江津市有福温泉町8-3	0855-56-2218	(同左)
233	長谷地域コミュニティ交流センター		699-4431	江津市桜江町長谷1587-2	0855-92-1218	(同左)
234	市山地域コミュニティ交流センター		699-4221	江津市桜江町市山481	0855-92-1508	(同左)
235	川戸地域コミュニティ交流センター		699-4226	江津市桜江町川戸11-1	0855-92-0026	(同左)
236	谷住郷地域コミュニティ交流センター		699-4111	江津市桜江町谷住郷1871	0855-92-1457	(同左)
237	川越地域コミュニティ交流センター		699-4505	江津市桜江町坂本2025	0855-93-0825	(同左)
238	川本中央公民館		696-0001	川本町川本332-15	0855-72-0594	(72-1061)
239	三原まちづくりセンター		696-1225	川本町南佐木236-2	0855-74-8410	(74-8410)
240	川本西公民館		696-0003	川本町因原933-2	0855-72-0680	(72-0680)
241	沢谷公民館		699-4712	美郷町九日市118	0855-75-1920	(76-0022)
242	君谷公民館		696-1141	美郷町京覧原277	0855-75-1930	(77-0201)
243	別府公民館		696-1131	美郷町別府50-2		
244	都賀公民館		696-0704	美郷町都賀本郷43-1	0855-82-3123	(82-3125)
245	比之宮公民館		696-0711	美郷町宮内562-5	0855-82-3474	(82-3800)
246	吾郷公民館		699-4625	美郷町築瀬178	0855-74-2166	74-2167
247	粕渕公民館		699-4621	美郷町粕渕92-10	0855-74-2277	74-2278
248	都賀行公民館		696-0705	美郷町都賀行120-1	0855-82-2127	(82-2872)
249	都賀行公民館潮分館	★	696-0701	美郷町潮村136	0855-82-2194	(同左)
250	阿須那公民館		696-0501	邑南町阿須那153-1	0855-88-0001	(88-0002)
251	口羽公民館		696-0603	邑南町下口羽484-1	0855-87-0910	(同左)
252	田所公民館		696-0222	邑南町下田所282-1	0855-83-0518	(同左)
253	出羽公民館		696-0313	邑南町山田47-1	0855-83-0912	(同左)
254	高原公民館		696-0406	邑南町高見3014-3	0855-84-0521	(84-0523)
255	布施公民館		696-0401	邑南町布施496	0855-84-0651	(同左)
256	市木公民館		697-0631	邑南町市木2046-3	0855-85-0126	(同左)
257	矢上公民館		696-0103	邑南町矢上3835-4	0855-95-1044	(95-1670)
258	中野公民館		696-0102	邑南町中野991-1	0855-95-0310	(同左)
259	井原公民館		696-0101	邑南町井原2140-1	0855-95-0301	(同左)
260	日貫公民館		699-4311	邑南町日貫1168	0855-97-0902	(同左)
261	日和公民館		696-0104	邑南町日和2525-10	0855-97-0908	(同左)
262	阿須那公民館雪田分館	★	696-0506	邑南町雪田1215-1	0855-88-0335	

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
263	阿須那公民館戸河内分館	★	696-0505	邑南町戸河内893-4	0855-88-0917	
264	阿須那公民館阿須那分館	★	696-0501	邑南町阿須那6-6	0855-88-0320	
265	口羽公民館上口羽分館	★	696-0602	邑南町上口羽941-1		
266	口羽公民館長田分館	★	696-0601	邑南町上田335-1	0855-87-0917	
267	口羽公民館口羽分館	★	696-0603	邑南町下口羽1248		
268	出羽公民館出羽分館	★	696-0312	邑南町出羽4-2		
269	高原公民館高原分館	★	696-0404	邑南町原村1180-3		
270	市木公民館市木分館	★	697-0631	邑南町市木1986-2		
271	日和公民館日和分館	★	696-0104	邑南町日和2580-2		
272	益田公民館		698-0005	益田市本町6-8	0856-23-5752	(同左)
273	吉田公民館		698-0033	益田市元町11-26	0856-31-0627	(31-0642)
274	高津公民館		698-0041	益田市高津2-5-2	0856-23-1791	(同左)
275	安田公民館		699-3676	益田市遠田町384-2	0856-27-0001	(同左)
276	鎌手公民館		699-3506	益田市西平原町571-7	0856-27-0501	(同左)
277	種公民館		699-3503	益田市下種町1179-1	0856-27-1008	(同左)
278	北仙道公民館		699-3674	益田市大草町665-1	0856-22-0218	(同左)
279	豊川公民館		698-0012	益田市大谷町334-1	0856-22-0205	(同左)
280	真砂公民館		698-0411	益田市波田町4538-1	0856-26-0002	(同左)
281	豊田公民館		699-5132	益田市横田町454-3	0856-25-2222	(同左)
282	西益田公民館		699-5133	益田市神田町4635-1	0856-25-1564	
283	二条公民館		698-2254	益田市桂平町76-1	0856-29-0001	(同左)
284	美濃公民館		699-3766	益田市美濃地町4146	0856-29-0031	(同左)
285	小野公民館		699-3763	益田市戸田町4501	0856-28-0001	(同左)
286	中西公民館		698-2141	益田市白上町4743-2	0856-28-0501	(同左)
287	東仙道公民館		698-0212	益田市美都町仙道253-1	0856-52-2540	(52-2193)
288	都茂公民館		698-0203	益田市美都町都茂1692甲	0856-52-2295	(52-2296)
289	二川公民館		698-0202	益田市美都町宇津川4377-3	0856-52-2241	(52-2156)
290	匹見上公民館		698-1211	益田市匹見町匹見4674	0856-56-1144	(56-0932)
291	匹見下公民館		698-1221	益田市匹見町澄川4327	0856-56-0910	(56-0912)
292	道川公民館		698-1201	益田市匹見町道川4133-1	0856-58-0001	(58-0002)
293	津和野中央公民館		699-5605	津和野町後田466-乙	0856-72-2070	
294	津和野公民館					
295	小川公民館		699-5606	津和野町寺田64	0856-72-0445	
296	畑迫公民館		699-5616	津和野町部栄346-1	0856-72-2119	
297	木部公民館		699-5634	津和野町中川416	0856-73-0001	
298	日原中央公民館		699-5221	津和野町日原22-1	0856-74-0302	
299	日原公民館				0856-74-0360	
300	滝元枕瀬公民館		699-5207	津和野町枕瀬464-2	0856-74-0680	
301	池河公民館		699-5216	津和野町池村2863-2	0856-74-1253	
302	左鐙公民館		699-5202	津和野町左鐙905	0856-76-0345	
303	須川公民館		699-5203	津和野町相撲ヶ原40	0856-74-0711	
304	青原公民館		699-5211	津和野町青原267-3	0856-75-0039	

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
305	中央公民館		699-5513	吉賀町六日市648	0856-77-1285	(77-0040)
306	六日市公民館				0856-77-0078	(同左)
307	柿木公民館		699-5301	吉賀町柿木村柿木79-1	0856-79-2553	(79-2448)
308	蔵木公民館		699-5504	吉賀町蔵木94-1	0856-77-1124	(同左)
309	朝倉公民館		699-5523	吉賀町朝倉2160	0856-78-0993	(同左)
310	七日市公民館		699-5522	吉賀町七日市942-6	0856-78-1134	(同左)
311	隠岐の島町中央公民館		685-0014	隠岐の島町西町吉田ノ二、2	08512-2-0003	(2-0815)
312	布施公民館		685-0412	隠岐の島町布施578-1	08512-7-4314	(7-4251)
313	五箇公民館		685-0311	隠岐の島町郡74	08512-5-9011	(5-9012)
314	都万公民館		685-0104	隠岐の島町都万1773-1	08512-6-2273	(6-2282)
315	海士町中央公民館		684-0403	海士町海士1490	08514-2-1221	(2-1633)
316	西ノ島町立中央公民館		684-0211	西ノ島町浦郷544-38	08514-6-0171	(6-1028)
317	西ノ島町立黒木公民館		684-0302	西ノ島町別府46	08514-7-8101	(7-8025)
318	知夫村公民館		684-0102	知夫村1053-1	08514-8-2301	(8-2302)

(注) 公民館等とは、社会教育法上の公民館だけでなく、実態として公民館の機能を担うコミュニティセンター（CC）、交流センター、まちづくりセンター、地域コミュニティ交流センターを含むものである。

市町村別公民館等数【類型別】

	合計	中央	一般	CC	交流C	まちC	地域に交流C	地区	分館
松江市	33		32						1
安来市	27	3			24				
出雲市	43			43					
雲南市	30				30				
奥出雲町	9		9						
飯南町	5		5						
浜田市	35		26						9
大田市	35	7				27			1
江津市	20						20		
川本町	3	1	2						
美郷町	9		8						1
邑南町	22		12						10
益田市	21		21						
津和野町	12	2	10						0
吉賀町	6	1	5						
隠岐の島町	4	1	3						
海士町	1	1							
西ノ島町	2	1	1						
知夫村	1	1							
	<b>318</b>	18	134	43	54	27	20	0	22
				<b>296</b>					<b>22</b>

10 令和2年度 市町村社会教育行政・生涯学習振興行政 所管部署一覧

市町村名	部署名	住所	連絡先
松江市	松江市教育委員会 生涯学習課	〒690-8540 松江市末次町86	TEL: 0852-55-5289 FAX: 0852-55-5543 e-mail: s-shakyo@city.matsue.lg.jp
安来市	安来市市民生活部 地域振興課社会教育係	〒692-8686 安来市安来町878-2	TEL: 0854-23-3070 FAX: 0854-23-3155 e-mail: chiikishinkou@city.yasugi.shimane.jp
	安来市教育委員会 教育総務課総務係	〒692-0207 安来市伯太町東母里580	TEL: 0854-23-3234 FAX: 0854-23-3283 e-mail: kyoiuku@city.yasugi.shimane.jp
出雲市	出雲市教育委員会 教育政策課社会教育係	〒693-8530 出雲市今市町70	TEL: 0853-21-6909 FAX: 0853-21-6192 e-mail: kyoiuku-seisaku@city.izumo.lg.jp
	出雲市教育委員会 市民文化部市民活動支援課 生涯学習係	〒693-8530 出雲市今市町70	TEL: 0853-21-6528 FAX: 0853-21-6299 e-mail: gakushu@city.izumo.lg.jp
雲南市	雲南市教育委員会 社会教育課	〒699-1392 雲南市木次町里方521-1	TEL: 0854-40-1073 FAX: 0854-40-1079 e-mail: shakai-kyoiuku@city.unnan.shimane.jp
	政策企画部 地域振興課	〒699-1392 雲南市木次町里方521-1	TEL: 0854-40-1013 FAX: 0854-40-1019 e-mail: chiikishinkou@city.unnan.shimane.jp
奥出雲町	奥出雲町教育委員会 教育魅力課地域学習推進G	〒699-1832 仁多郡奥出雲町横田1037	TEL: 0854-52-2672 FAX: 0854-52-3048 e-mail: kyoiuku@town.okuizumo.shimane.jp
飯南町	飯南町教育委員会 社会教育担当	〒690-3513 飯石郡飯南町下赤名880	TEL: 0854-76-3944 FAX: 0854-76-3945 e-mail: i-kyoiuku@iinan.jp
浜田市	浜田市教育委員会 生涯学習課生涯学習係	〒697-8501 浜田市殿町1	TEL: 0855-25-9720 FAX: 0855-23-5758 e-mail: manabi@city.hamada.lg.jp
大田市	大田市教育委員会 社会教育課社会教育係	〒694-0064 大田市大田町大田口1111	TEL: 0854-82-1600(代) FAX: 0854-82-5395 e-mail: o-syakyou@city.ohda.lg.jp
江津市	江津市教育委員会 社会教育課社会教育係	〒690-8501 江津市江津町1525	TEL: 0855-52-7496(直通) FAX: 0855-52-4369 e-mail: shakaikyoiku@city.gotsu.lg.jp
	江津市地域振興課 地域振興係	〒690-8501 江津市江津町1525	TEL: 0855-52-7926(直通) FAX: 0855-52-1380 e-mail: ueda-koji@city.gotsu.lg.jp
川本町	川本町教育委員会 教育課社会教育係	〒696-0001 邑智郡川本町大字川本332-15	TEL: 0855-72-0594 FAX: 0855-72-1061 e-mail: koji-kasaoka@town.shimane-kawamoto.lg.jp
美郷町	美郷町教育委員会 教育課社会教育係	〒699-4692 邑智郡美郷町粕瀬168	TEL: 0855-75-1217 FAX: 0855-75-1386 e-mail: kyoiuku_sec@town.shimane-misato.lg.jp
邑南町	邑南町教育委員会 生涯学習課社会教育係	〒696-0317 邑南郡邑南町淀原153-1	TEL: 0855-83-1127 FAX: 0855-83-2013 e-mail: shogai@town-ohnan.jp
益田市	益田市教育委員会 社会教育課	〒698-0033 益田市元町11-26 市民学習センター内	TEL: 0856-31-0622 FAX: 0856-31-0641 e-mail: gakusyu@city.masuda.lg.jp
津和野町	津和野町教育委員会 社会教育係	〒699-5605 鹿足郡津和野町後田口64-6	TEL: 0856-72-1854 FAX: 0856-72-1650 e-mail: kyoiuku@town.tsuwano.lg.jp
吉賀町	吉賀町教育委員会 社会教育係	〒699-5513 鹿足郡吉賀町六日市648	TEL: 0856-77-1285 FAX: 0856-77-0040 e-mail: kyoiuku@town.yoshika.lg.jp
海士町	海士町教育委員会 共育課地域共育係	〒684-0403 隠岐郡海士町大字海士1490	TEL: 08514-2-1221 FAX: 08514-2-1633 e-mail: kyoiuku@town.ama.shimane.jp
西ノ島町	西ノ島町教育委員会 教育課社会教育係	〒684-0211 隠岐郡西ノ島町大字浦郷544-38	TEL: 08514-6-0171 FAX: 08514-6-1028 e-mail: kyoiuku@town.nishinoshima.shimane.jp
知夫村	知夫村教育委員会 社会教育係	〒684-0100 隠岐郡知夫村1053-1	TEL: 08514-8-2301 FAX: 08514-8-2302 e-mail: kyoiuku@vill.chibu.lg.jp
隠岐の島町	隠岐の島町教育委員会 社会教育課社会教育係	〒685-0022 隠岐郡隠岐の島町今津346-2	TEL: 08512-2-2126 FAX: 08512-2-0619 e-mail: kyoiuku-syakyou@town.okinoshima.shimane.jp

※令和2年3月時点での情報です。その後、変更されている場合があります。また、事業によって担当部署が異なる場合もあります



## 11 島根県教育庁社会教育課 所掌事務

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地

TEL 0852-22-5427

FAX 0852-22-6218

URL:<http://www.pref.shimane.lg.jp/shakaikyoiku/>

E-mail: [shakaikyoiku@pref.shimane.lg.jp](mailto:shakaikyoiku@pref.shimane.lg.jp)

令和2年4月1日

### 所 掌 事 務

1. 社会教育に関する指導及び助言に関すること。
2. 生涯学習の振興に係る企画及び調整に関すること。
3. 成人教育、女性教育、高齢者教育、青少年教育及び家庭教育支援(他課の所掌に属するものを除く。)に関すること。
4. 青少年団体、女性団体、PTA その他の社会教育関係諸団体(社会体育諸団体を除く。)に関すること。
5. 青少年の芸術及び文化の振興に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
6. 公民館、図書館(学校の図書館を除く。)その他の社会教育施設(博物館及び博物館に相当する施設を除く。)に関すること。
7. 県立生涯学習推進施設に関すること。
8. 県立図書館に関すること。
9. 県立青少年社会教育施設に関すること。
10. 地域を担う人づくりに資する「教育魅力化」に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
11. 前各号に掲げるもののほか、生涯学習の振興及び社会教育に関すること。

令和 2 年度  
社会教育行政の方針と事業

令和 2 (2020) 年 4 月

発行: 島根県教育庁社会教育課

〒690-8502 島根県松江市殿町 1 番地  
TEL 0852-22-5427